

改正後

		<p>(自動車の種類)</p> <p>第二条 法第三条に規定する自動車の区分の基準となる車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさ(以下この条において「車体の大きさ等」という。)は、次の表に定めるとおりとする。</p>	
<p>普通自動車</p>	<p>準中型自動車</p>	<p>中型自動車</p>	<p>自動車の種類</p> <p>車体の大きさ等</p>
<p>準中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪</p>	<p>四、五〇〇キログラム未満のもの</p>	<p>大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車、車両総重量が七、五〇〇キログラム以上一、〇〇〇キログラム未満のもの、最大積載量が四、五〇〇キログラム以上六、五〇〇キログラム未満のもの又は乗車定員が一人以上二人以下のもの</p>	<p>大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車、車両総重量が七、五〇〇キログラム以上一、〇〇〇キログラム未満のもの、最大積載量が四、五〇〇キログラム以上六、五〇〇キログラム未満のもの又は乗車定員が一人以上二人以下のもの</p>

改正前

		<p>(自動車の種類)</p> <p>第二条 「同上」</p>	
<p>普通自動車</p>	<p>「項を加える。」</p>	<p>中型自動車</p>	<p>自動車の種類</p> <p>車体の大きさ等</p>
<p>大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二</p>		<p>大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車、車両総重量が五、〇〇〇キログラム以上一、〇〇〇キログラム未満のもの、最大積載量が三、〇〇〇キログラム以上六、五〇〇キログラム未満のもの又は乗車定員が一人以上二人以下のもの</p>	<p>大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、中型自動二輪車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二</p>

車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車について定められた車体の大きさ等のいずれにも該当しない自動車	[略]
備考 [略]	[略]

(初心運転者標識等の表示)

第九条の六 法第七十一条の五第一項から第四項まで及び第七十一条の六第一項から第三項までに規定する標識は、地上〇・四メートル以上一・二メートル以下の位置に前方又は後方から見やすいように表示するものとする。

(初心運転者標識等の様式)

- 第九条の七 法第七十一条の五第一項及び第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二のとおりとする。
- 2 法第七十一条の五第三項及び第四項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の二のとおりとする。
- 3 法第七十一条の六第一項及び第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の三のとおりとする。
- 4 法第七十一条の六第三項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の四のとおりとする。

(緊急自動車の運転資格の審査)

第十五条の二 令第三十二条の三第一項、同条第二項、第三十二条の三

輪車又は小型特殊自動車について定められた車体の大きさ等のいずれにも該当しない自動車	[同上]
備考 [同上]	[同上]

(初心運転者標識等の表示)

第九条の六 法第七十一条の五第一項から第三項まで並びに第七十一条の六第一項及び第二項に規定する標識は、地上〇・四メートル以上一・二メートル以下の位置に前方又は後方から見やすいように表示するものとする。

(初心運転者標識等の様式)

- 第九条の七 法第七十一条の五第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二のとおりとする。
- 2 法第七十一条の五第二項及び第三項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の二のとおりとする。
- 3 法第七十一条の六第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の三のとおりとする。
- 4 法第七十一条の六第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の四のとおりとする。

(緊急自動車の運転資格の審査)

第十五条の二 令第三十二条の三、第三十二条の四、第三十二条の五第

の二第二項、第三十二条の五第一項又は同条第二項に規定する審査は、それぞれ中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車又は普通自動二輪車の緊急用務のための運転に必要な技能について行うものとする。

第十八条 免許申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付（第六号に定める免許証及び旅券については、提示）しなければならない。

「一〇六 略」

七 令第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ若しくはニ又は第六号に該当する者（当該免許試験を行った公安委員会以外の公安委員会の免許を受けようとする者に限る。） 第二十八条の運転免許試験成績証明書

2 「略」

第十八条の二 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る免許申請者が同表の中欄に掲げる種類の講習を終了した者であるときは、免許申請書に、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の第三十八条第十六項の証明書（当該講習を終了した日から起算して一年を経過しないものに限る。）を添付しなければならない。

免許の種類	講習の種類	証明書の種類
〔略〕		
中型自動車免許 （以下「中型免	第三十八条第四項第一号の中型車講習	中型車講習終了証明書

一項又は同条第二項に規定する審査は、それぞれ中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車又は普通自動二輪車の緊急用務のための運転に必要な技能について行うものとする。

第十八条 「同上」

「一〇六 同上」

七 令第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ若しくはニ又は第五号に該当する者（当該免許試験を行った公安委員会以外の公安委員会の免許を受けようとする者に限る。） 第二十八条の運転免許試験成績証明書

2 「同上」

第十八条の二 「同上」

免許の種類	講習の種類	証明書の種類
〔同上〕		
中型自動車免許 （以下「中型免	第三十八条第四項第一号の中型車講習	中型車講習終了証明書

許」という。)	第三十八条第八項第一号の応急救護処置講習(一)	応急救護処置講習(一)終了証明書
	(一)	
準中型自動車免許(以下「準中型免許」という)	第三十八条第四項第一号の準中型車講習	準中型車講習終了証明書
	第三十八条第八項第一号の応急救護処置講習(一)	応急救護処置講習(一)終了証明書

2 「略」

(技能検査)

第十八条の二の三 法第八十九条第三項の検査(以下「技能検査」という。)は、当該技能検査を受けようとする者が現に受けている仮免許の区分に応じ、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車のいずれかの運転について行うものとする。

「2・3 略」

4 第二十二條及び第二十四條(第二項を除くものとし、第一項、第三項、第五項及び第六項の規定にあつては、大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る部分に限る。)の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四條第三項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。

許」という。)	第三十八条第八項第一号の応急救護処置講習(一)	応急救護処置講習(一)終了証明書
	(一)	
「項を加える。」		
「同上」		

2 「同上」

(技能検査)

第十八条の二の三 法第八十九条第三項の検査(以下「技能検査」という。)は、当該技能検査を受けようとする者が現に受けている仮免許の区分に応じ、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車のいずれかの運転について行うものとする。

「2・3 同上」

4 第二十二條及び第二十四條(第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定にあつては、大型免許、中型免許及び普通免許に係る部分に限る。)の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四條第三項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。

5 「略」

(免許の保留に係る適性検査の受検等命令)

第十八条の四 「略」

2 法第九十条第八項の内閣府令で定める要件は、免許を保留された者のその理由とされる事由に係る主治の医師(同条第一項第一号の二に該当して免許を保留された者にあつては、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五条の二に規定する認知症(以下単に「認知症」という。)に関し専門的な知識を有する医師又は当該事由に係る主治の医師)が作成した診断書であつて、法第九十条第一項第一号から第二号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見(同項第一号の二に該当して免許を保留された者にあつては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見)が記載されているものであることとする。

(仮免許による運転練習)

第二十一条の二 法第九十六条の二の内閣府令で定める運転の練習は、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路(交通の著しい混雑その他の理由により運転の練習を行うことが適当でないと認められる場合における当該道路を除く。)において、次の表の上欄に掲げる練習項目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる練習細目について、大型免許を受けようとする者にあつては大型自動車、中型免許を受けようとする者にあつては中型自動車、準中型免許を受けようとする者にあつては準中型自動車、普通免許又は普通第二種免許を受けようとする者

5 「同上」

(免許の保留に係る適性検査の受検等命令)

第十八条の四 「同上」

2 法第九十条第八項の内閣府令で定める要件は、免許を保留された者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、法第九十条第一項第一号から第二号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

(仮免許による運転練習)

第二十一条の二 法第九十六条の二の内閣府令で定める運転の練習は、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路(交通の著しい混雑その他の理由により運転の練習を行うことが適当でないと認められる場合における当該道路を除く。)において、次の表の上欄に掲げる練習項目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる練習細目について、大型免許を受けようとする者にあつては大型自動車、中型免許を受けようとする者にあつては中型自動車、普通免許又は普通第二種免許を受けようとする者にあつては普通自動車、大型第二種免許を受けようとする者

にあつては普通自動車、大型第二種免許を受けようとする者にあつては乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車、中型第二種免許を受けようとする者にあつては乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車により行う練習とする。

練習項目	練習細目
〔略〕	
法第八十五条第十一項の旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の運転（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に限る。）	<p>一 一人の乗降のための停車及び発進を安全に行うこと。</p> <p>二 普通第二種免許を受けようとする者にあつては、転回を安全に行うこと。</p>

（適性試験）

第二十三条 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験（以下「適性試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる科目について行うものとし、その合格基準は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

科目	合格基準
視力	一 大型免許、中型免許、準中型免許、大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）、中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）、準中型自

者にあつては乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車、中型第二種免許を受けようとする者にあつては乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車により行う練習とする。

練習項目	練習細目
〔同上〕	
法第八十五条第十項の旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の運転（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に限る。）	<p>一 一人の乗降のための停車及び発進を安全に行うこと。</p> <p>二 普通第二種免許を受けようとする者にあつては、転回を安全に行うこと。</p>

（適性試験）

第二十三条 「同上」

科目	合格基準
視力	一 大型免許、中型免許、大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）、中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）、牽引免許及び第二種運

聴力	深視力	〔略〕
一 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大	大型免許、中型免許、準中型免許、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許、牽引免許及び第二種免許に係る適性試験にあつては、三桿法の奥行知覚検査器により二・五メートルの距離で三回検査し、その平均誤差が二センチメートル以下であること。	<p>自動車仮免許（以下「準中型仮免許」という。）^{（ト）}、牽引免許及び第二種運転免許（以下「第二種免許」という。）に係る適性試験にあつては、視力（万国式視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で〇・八以上、かつ、一眼でそれぞれ〇・五以上であること。</p> <p>二 原付免許及び小型特殊自動車免許（以下「小型特殊免許」という。）に係る適性試験にあつては、視力が両眼で〇・五以上であること又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が〇・五以上であること。</p> <p>三 前二号の免許以外の免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で〇・七以上、かつ、一眼でそれぞれ〇・三以上であること又は一眼の視力が〇・三に満たない者若しくは一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が〇・七以上であること。</p>

聴力	深視力	〔同上〕
一 大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊自動車	大型免許、中型免許、大型仮免許、中型仮免許、牽引免許及び第二種免許に係る適性試験にあつては、三桿法の奥行知覚検査器により二・五メートルの距離で三回検査し、その平均誤差が二センチメートル以下であること。	<p>転免許（以下「第二種免許」という。）に係る適性試験にあつては、視力（万国式視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で〇・八以上、かつ、一眼でそれぞれ〇・五以上であること。</p> <p>二 原付免許及び小型特殊自動車免許（以下「小型特殊免許」という。）に係る適性試験にあつては、視力が両眼で〇・五以上であること又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が〇・五以上であること。</p> <p>三 前二号の免許以外の免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で〇・七以上、かつ、一眼でそれぞれ〇・三以上であること又は一眼の視力が〇・三に満たない者若しくは一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が〇・七以上であること。</p>

<p>2</p> <p>〔略〕</p>	<p>型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。） （牽引免許、第二種免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、両耳の聴力（補聴器により補われた聴力を含む。）が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものであること。 二一に定めるもののほか、準中型免許、普通免許、準中型仮免許及び普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）に係る適性試験にあつては、両耳の聴力が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものではないが、法第九十一条の規定により、運転する準中型自動車又は普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を運転者席から容易に確認することができることとなる後写鏡その他の装置（以下「特定後写鏡等」という。）を使用すべきこととする条件を付すことにより、当該準中型自動車又は普通自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p>
---------------------	---

2 次各号のいずれかに該当する者に対し行う適性試験にあつては、前項の規定にかかわらず、色彩識別能力の科目についての試験は、行わないものとする。

〔一・二 略〕

<p>2</p> <p>〔同上〕</p>	<p>免許（以下「大型特殊免許」という。） （牽引免許、第二種免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、両耳の聴力（補聴器により補われた聴力を含む。）が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものであること。 二一に定めるもののほか、普通免許及び普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）に係る適性試験にあつては、両耳の聴力が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものではないが、法第九十一条の規定により、運転する普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を運転者席から容易に確認することができることとなる後写鏡（以下「特定後写鏡」という。）を使用すべきこととする条件を付すことにより、当該普通自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p>
----------------------	---

〔一・二 同上〕

三 大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許を受けようとする者で、法第九十七条の二第一項第四号に該当するもの

(技能試験)

第二十四条 自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	項目
大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許	一 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。） 二 交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表において同じ。） 三 横断歩道の通過 四 方向変換又は縦列駐車
準中型仮免許及び普通仮免許	一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行

2 [略]

3 技能試験は、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ当該各

三 大型仮免許、中型仮免許又は普通仮免許を受けようとする者で、法第九十七条の二第一項第四号に該当するもの

(技能試験)

第二十四条 「同上」

免許の種類	項目
大型免許、中型免許及び普通免許	一 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。） 二 交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表において同じ。） 三 横断歩道の通過 四 方向変換又は縦列駐車
普通仮免許	一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行

2 [同上]

3 [同上]

号に定める距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第五項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、当該各号に定める距離の全部を走行させることを要しない。

一 「略」

二 大型免許、中型免許及び準中型免許 五千メートル以上

三 「略」

四 準中型仮免許及び普通仮免許 二千メートル以上

〔五〇七 略〕

4 「略」

5 技能試験の合格基準は、次に定めるとおりとする。

一 「略」

二 第一種免許、準中型仮免許及び普通仮免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

三 「略」

6 技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合は、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

一 「同上」

二 大型免許及び中型免許 五千メートル以上

三 「同上」

四 普通仮免許 二千メートル以上

〔五〇七 同上〕

4 「同上」

5 「同上」

一 「同上」

二 第一種免許及び普通仮免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

三 「同上」

6 「同上」

免許の種類	自動車の種類
<p>〔略〕</p> <p>中型免許</p>	<p>最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの</p>
<p>準中型免許及び準中型仮免許</p>	<p>最大積載量二、〇〇〇キログラム以上の準中型自動車で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び前軸輪距が一・三〇メートル以上のもの</p>
<p>〔略〕</p> <p>大型二輪免許</p>	<p>総排気量〇・七〇〇リットル以上の大型自動二輪車（運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「AT機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車（総排気量〇・六五〇リットル以下のものに限る。）及び普通自動二輪車に限る大型二輪免許（以下「AT限定大型二輪免許」という。）にあつては、総排気量〇・六〇〇リットル以上〇・六五〇リットル以下のもの）</p>

免許の種類	自動車の種類
<p>〔同上〕</p> <p>中型免許</p>	<p>最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの</p>
<p>〔項を加える。〕</p>	<p></p>
<p>〔同上〕</p> <p>大型二輪免許</p>	<p>総排気量〇・七〇〇リットル以上の大型自動二輪車（運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車（総排気量〇・六五〇リットル以下のものに限る。）及び普通自動二輪車に限る大型二輪免許（以下「AT限定大型二輪免許」という。）にあつては、総排気量〇・六〇〇リットル以上〇・六五〇リットル以下のもの）</p>

「略」

「7・8 略」

(学科試験)

第二十五条 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験（以下「学科試験」という。）は、択一式又は正誤式の筆記試験又は電子計算機その他の機器を使用して行う試験により行うものとし、その合格基準は、九十パーセント以上の成績であることとする。

(試験の一部免除の基準)

第二十七条 令第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ及びニ並びに第六号の内閣府令で定める基準は、第二十四条第五項各号又は第二十五条に定める成績とする。

(再試験)

第二十八条の二 第二十二條、第二十三條の二、第二十四條（第二項を除くものとし、第一項、第三項、第五項及び第六項の規定にあつては、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る部分に限る。）、第二十五条及び第二十六条の規定は、公安委員会が行う再試験（法第百条の二第一項の再試験をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「免許試験（以下「技能試験」とあるのは「再試験（以下「技能再試験」と、同条第三項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第四項中「技能試験」とあるのは「技能再試験

「同上」

「7・8 同上」

(学科試験)

第二十五条 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験（以下「学科試験」という。）は、択一式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、九十パーセント以上の成績であることとする。

(試験の一部免除の基準)

第二十七条 令第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ及びニ並びに第五号の内閣府令で定める基準は、第二十四条第五項各号又は第二十五条に定める成績とする。

(再試験)

第二十八条の二 第二十二條、第二十三條の二、第二十四條（第二項を除くものとし、第一項、第三項、第五項及び第六項の規定にあつては、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る部分に限る。）、第二十五条及び第二十六条の規定は、公安委員会が行う再試験（法第百条の二第一項の再試験をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「免許試験（以下「技能試験」とあるのは「再試験（以下「技能再試験」と、同条第三項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第四項中「技能試験」とあるのは「技能再試験

「と、同条第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能再試験において免許自動車等（法第七十一条の五第二項の免許自動車等）をい。以下同じ。）を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、同項第二号中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第六項から第八項までの規定中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第二十五条中「免許試験（以下「学科試験」とあるのは「再試験（以下「学科再試験」と、「その合格基準」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、第二十六条中「適性試験及び学科試験」とあるのは「学科再試験」と、「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかつた者」と、「他の免許試験」とあるのは「技能再試験」と読み替えるものとする。

（免許証の更新の申請等）

第二十九条 「1～5 略」

6 法第一条第三項の内閣府令で定める者は、法第九十一条の規定により免許に身体の状態に応じた条件（眼鏡等、補聴器又は特定後写鏡等）を使用すべきこととするものを除く。）が付されている者とする。

〔7～9 略〕

（臨時認知機能検査）

「技能再試験」と、同条第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能再試験において免許自動車等（法第百条の二第一項の免許自動車等）をい。以下同じ。）を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、同項第二号中「技能試験」を「技能再試験」と、同条第六項から第八項までの規定中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第二十五条中「免許試験（以下「学科試験」という。）とあるのは「再試験（以下「学科再試験」という。）と、「その合格基準」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、第二十六条中「適性試験及び学科試験」とあるのは「学科再試験」と、「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかつた者」と、「他の免許試験」とあるのは「技能再試験」と読み替えるものとする。

（免許証の更新の申請等）

第二十九条 「1～5 同上」

6 法第一条第三項の内閣府令で定める者は、法第九十一条の規定により免許に身体の状態に応じた条件（眼鏡等、補聴器又は特定後写鏡等）を使用すべきこととするものを除く。）が付されている者とする。

〔7～9 同上〕

第二十九条の二の四 法第一条の七第一項の内閣府令で定める場合は

、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第一条の七第一項に規定する政令で定める行為（以下この項において「基準行為」という。）をした日の三月前の日以後に免許を受けた場合

二 基準行為をした日の三月前の日以後に法第二条第一項から第四項までの規定による適性検査（同項の規定によるものにあつては、当該行為をした者が法第三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。次号において同じ。）を受け、又は法第二条第一項から第三項まで若しくは第七項ただし書の規定により診断書（同項ただし書の規定により提出するものにあつては、その者が法第三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限り。）を提出した場合

三 法第二条第一項から第四項までの規定による適性検査を受け、又は同条第一項から第三項までの規定により診断書を提出することとされている場合

2 法第一条の七第二項に規定する書面（次項において「臨時認知機能検査通知書」という。）の様式は、別記様式第十八の六のとおりとする。

3 臨時認知機能検査通知書を送付するときは、配達証明郵便等に付し行うものとする。

4 法第一条の七第二項の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「特定日」という。）までに認知機能検査を受けないことについて

「条を加える。」

令第三十七条の六の四各号に掲げるやむを得ない理由のあるものは、特定日後に認知機能検査を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会に提出しなければならない。

(臨時高齢者講習)

第二十九条の二の五 法第一条の七第四項の内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 法第一条の七第三項の規定により受けた認知機能検査（以下この項において「臨時認知機能検査」という。）の結果について次条第一項の式により算出した数値が四十九未満であること（当該臨時認知機能検査を受けた日前の直近において受けた認知機能検査の結果について同項の式により算出した数値が四十九未満であった場合（当該認知機能検査を受けた日以後に当該日において受けていた免許の種類と異なる種類の免許を受けた場合を除く。）を除く。）又は臨時認知機能検査の結果について同項の式により算出した数値が四十九以上七十六未満であること（当該臨時認知機能検査を受けた日前の直近において受けた認知機能検査の結果について同項の式により算出した数値が七十六未満であった場合（当該認知機能検査を受けた日以後に当該日において受けていた免許の種類と異なる種類の免許を受けた場合を除く。）を除く。）。
- 二 次のいずれにも該当しないこと。
- イ 臨時認知機能検査を受けた日以後に当該日において受けていた免許の種類と異なる種類の免許を受けたこと。

「条を加える。」

ロ 現に受けている免許に係る免許証の有効期間が満了する日の六
月前の日（ハにおいて「特定日」という。）以後に臨時認知機能
検査を受けたこと。

ハ 特定日前一月以内に臨時認知機能検査を受けたこと。

ニ 臨時認知機能検査を受けた日以後に法第百八条の二第二項第十
二号に掲げる講習を受け、又は令第三十七条の六の二第一号に規
定する講習若しくは同条第二号に規定する課程を終了したこと。

ホ 臨時認知機能検査を受けた日以後に認知機能検査を受け、当該
認知機能検査の結果について次条第一項の式により算出した数値
が七十六（当該臨時認知機能検査を受けた日前の直近において受
けた認知機能検査の結果について同項の式により算出した数値が
四十九以上七十六未満であった場合（当該認知機能検査を受けた
日以後に当該日において受けていた免許の種類と異なる種類の免
許を受けた場合を除く。）にあつては、四十九）以上となつたこ
と。

2 法第百一条の七第五項に規定する書面（次項において「臨時高齢者
講習通知書」という。）の様式は、別記様式第十八の七のとおりとす
る。

3 臨時高齢者講習通知書を送付するときは、配達証明郵便等に付して
行うものとする。

4 法第百一条の七第五項の規定による通知を受けた者で、当該通知を
受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項におい
て「特定日」という。）までに法第百八条の二第二項第十二号に掲げ
る講習を受けないことについて令第三十七条の六の四各号に掲げるや

むを得ない理由のあるものは、特定日後に法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会に提出しなければならぬ。

(臨時適性検査等)

第二十九条の三 「1・2 略」

3|| 法第百二条第一項から第三項までの内閣府令で定める要件は、認知症に関し専門的な知識を有する医師又は同条第一項から第三項までの規定による命令を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、診断に係る検査の結果及び当該命令を受けた者が認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

4|| 第二十三条の規定は、法第百二条第五項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三条第一項の表聴力の項中「準中型免許、普通免許、準中型仮免許及び普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）」とあるのは「普通自動車対応免許（法第七十一条の五第三項の普通自動車対応免許をいう。）」と、同表運動能力の項中「付す」とあるのは「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。

5|| 法第百二条第七項の内閣府令で定める要件は、同条第六項の規定により通知を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師（法第九十条第一項第一号の二に該当する者であり、又は法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたと疑う理由があるとして法第百二

(臨時適性検査)

第二十九条の三 「1・2 同上」

「項を加える。」

3|| 第二十三条の規定は、法第百二条第五項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三条第一項の表聴力の項中「普通免許及び普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）」とあるのは「普通自動車対応免許（法第七十一条の五第二項の普通自動車対応免許をいう。）」と、同表運動能力の項中「付す」とあるのは「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。

4|| 法第百二条第七項の内閣府令で定める要件は、同条第六項の規定により通知を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、免許試験に合格した者が法第九十条第一項第一号から第二号までに該当する者でなく、又は免許を受けた者が法第百

条第六項の規定により通知を受けた者にあつては、認知症に関し専門的な知識を有する医師又は当該事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、免許試験に合格した者が法第九十条第一項第一号から第二号までに該当する者でなく、又は免許を受けた者が法第百三条第一項第一号から第三号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見（法第九十条第一項第一号の二に該当する者であり、又は法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたと疑う理由があるとして法第百二条第六項の規定により通知を受けた者にあつては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）が記載されているものであることとする。

（免許の効力の停止に係る適性検査の受検等命令）

第二十九条の五 「略」

2 法第百三条第六項の内閣府令で定める要件は、免許の効力の停止を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師（同条第一項第一号の二に該当して免許の効力の停止を受けた者にあつては、認知症に関し専門的な知識を有する医師又は当該事由に係る主治の医師）が作成した診断書であつて、法第百三条第一項第一号から第三号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見（同項第一号の二に該当して免許の効力の停止を受けた者にあつては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）が記載されているものであることとする。

三条第一項第一号から第三号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

（免許の効力の停止に係る適性検査の受検等命令）

第二十九条の五 「同上」

2 法第百三条第六項の内閣府令で定める要件は、免許の効力の停止を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、法第百三条第一項第一号から第三号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

第三十一条の三 法第六十六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄

第三十一条の三 「同上」

報告する場合	事項
「略」 法第九十条第八項 又は第三百三条第六 項の規定による命 令をしたとき。 法第二百二条第一項 から第三項までの 規定による命令を したとき。	一 命令を受けた者の生年月日及び性別 二 命令に係る免許の種類及び免許を現に受 けている者にあつては、免許証番号 三 命令の内容 一 命令を受けた者の本籍又は国籍等、氏名 、生年月日及び性別（免許を受けたことが ある者にあつては、生年月日及び性別） 二 免許を現に受けている者にあつては、免 許証番号 三 免許を受けていたことがある者にあつて は、その者が当該命令を受けた日前の直近 に受けていた免許に係る免許証番号 四 命令をした年月日 一 認知機能検査を受けた者の本籍又は国籍 等、氏名、生年月日及び性別（免許を受け たことがある者にあつては、生年月日及び 性別） 二 免許を現に受けている者にあつては、免 許証番号

報告する場合	事項
「同上」 法第九十条第八項 又は第三百三条第六 項の規定による命 令をしたとき。 「項を加える。」	一 命令を受けた者の生年月日及び性別 二 命令に係る免許の種類及び免許を現に受 けている者にあつては、免許証番号 三 命令の内容 一 認知機能検査を受けた者の生年月日及び 性別 二 免許を現に受けている者にあつては、免 許証番号

〔略〕	<p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 認知機能検査を受けた年月日</p> <p>五 第二十九条の三第一項に規定するA、B及びCの数値</p>
-----	---

(教習の時間及び方法)

第三十三条 〔略〕

- 2 現に準中型仮免許又は普通仮免許を受けている者に対する準中型免許に係る教習(次項において「準中型教習」という。)又は普通免許に係る教習(次項において「普通教習」という。)については、前項及び別表第四の規定にかかわらず、基本操作及び基本走行並びに学科(一)を行わないことができる。
- 3 現に準中型教習を受けている者が当該準中型教習に代えて普通教習を受ける場合には、第一項及び別表第四の規定にかかわらず、普通教習の一部を行わないことができる。この場合において、普通教習の一部を行わないこととしたときは、準中型教習を始めた日に普通教習を始めたものとする。
- 4 〔略〕
- 5 令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

〔同上〕	<p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 認知機能検査を受けた年月日</p> <p>五 第二十九条の三第一項に規定するA、B及びCの数値</p>
------	---

(教習の時間及び方法)

第三十三条 〔同上〕

- 2 現に普通仮免許を受けている者に対する普通免許に係る教習については、前項及び別表第四の規定にかかわらず、基本操作及び基本走行並びに学科(一)を行わないことができる。
- 〔項を加える。〕
- 3 〔同上〕
 - 4 〔同上〕

一 技能教習については、次のとおりとする。

「イ・ロ 略」

ハ 自動車（法第八十五条第二項の規定により当該教習に係る免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができる自動車又は法第八十六条第二項の規定により当該教習に係る免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができる自動車をいう。以下このハ及びヨにおいて同じ。）又は内閣総理大臣の指定する模擬運転装置（以下「模擬運転装置」という。）により教習を行うこと。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行のうち、自動車又は模擬運転装置以外の方法によりこれらの方法と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習については、この限りでない。

ニ 自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下このニにおいて同じ。）による教習（内閣総理大臣が指定する無線指導装置（以下「無線指導装置」という。）による教習を除く。）は、単独教習（自動車による教習のうち、当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者一人のみが乗車して行うものをいう。以下この号において同じ。）により行うこと。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行のうち、複数教習（自動車による教習のうち、当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者二人又は三人が乗車して行うものをいう。以下この号において同じ。）により単独教習と同等の教習効果をあげるこ

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 自動車又は内閣総理大臣の指定する模擬運転装置（以下「模擬運転装置」という。）により教習を行うこと。ただし、大型免許、中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行のうち、自動車又は模擬運転装置以外の方法によりこれらの方法と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習については、この限りでない。

ニ 自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下この号ニにおいて同じ。）による教習（内閣総理大臣が指定する無線指導装置（以下「無線指導装置」という。）による教習を除く。）は、単独教習（自動車による教習のうち、当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者一人のみが乗車して行うものをいう。以下この号において同じ。）により行うこと。ただし、大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行のうち、複数教習（自動車による教習のうち、当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者二人又は三人が乗車して行うものをいう。以下この号において同じ。）により単独教習と同等の教習効果をあげることができ

とができるものとして国家公安委員会規則で定める教習については、複数教習により行うことができる。

ホ 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）は、運転シミュレーター（模擬運転装置であつて、当該模擬運転装置による教習効果が道路における自動車による教習効果と同等であるものとして国家公安委員会が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

〔へ・ト 略〕

チ 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（運転することができず普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

リ 中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、無線指導装置による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、中型免許に係る教習にあつては一時限を

ものとして国家公安委員会規則で定める教習については、複数教習により行うことができる。

ホ 大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）は、運転シミュレーター（模擬運転装置であつて、当該模擬運転装置による教習効果が道路における自動車による教習効果と同等であるものとして国家公安委員会が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

〔へ・ト 同上〕

チ 大型免許、中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許又は中型免許に係る教習にあつては一時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（運転することができず普通自動車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

リ 中型免許又は普通免許に係る教習のうち、無線指導装置による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、中型免許に係る教習にあつては一時限を、普通免許に

、準中型免許に係る教習にあつては四時限（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を、普通免許に係る教習にあつては三時限を超えないこと。

又 「略」

ル 大型免許若しくは大型第二種免許又は中型免許若しくは中型第二種免許に係る教習のうち、準中型自動車を使用することによりそれぞれ大型自動車又は中型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるとして国家公安委員会規則で定める教習については、準中型自動車を使用することができる。

ヲ 大型免許若しくは大型第二種免許、中型免許若しくは中型第二種免許又は準中型免許に係る教習のうち、普通自動車を使用して行うことによりそれぞれ大型自動車、中型自動車又は準中型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるとして国家公安委員会規則で定める教習については、普通自動車を使用することができる。

ヅ 準中型免許に係る教習のうち、普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができないものとして国家公安委員会規則で定める教習については、普通自動車を使用して行うこと。

カ 「略」

コ 「略」

ク 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行は、運転シミュレーターによる教習その他道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるか、又は自動車教習所のコースその他の設

係る教習にあつては三時限を超えないこと。

又 「同上」

「号の細分を加える。」

ル 大型免許若しくは大型第二種免許又は中型免許若しくは中型第二種免許に係る教習のうち、普通自動車を使用して行うことによりそれぞれ大型自動車又は中型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるとして国家公安委員会規則で定める教習については、普通自動車を使用することができる。

「号の細分を加える。」

カ 「同上」

コ 「同上」

ク 大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行は、運転シミュレーターによる教習その他道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるか、又は自動車教習所のコースその他の設備において行

備において行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができるとして国家公安委員会規則で定める教習を行う場合を除き、道路において行うこと。

㉒ ㉑の規定により道路において行う場合を除き、自動車教習所のコースその他の設備において行うこと。

㉓ 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ応用走行を行うこと。この場合において、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る応用走行は、当該確認を行った日の翌日以後の日に行うこと。

㉔ 「略」

㉕ 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行は、学科(一)を修了した者についてのみ行うこと。

㉖ 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては九月以内に、その他の自動車についての教習にあつては三月以内に修了すること。

㉗ 「略」

二 学科教習については、次のとおりとする。

イ 「略」

ロ 第一種免許に係る教習は第一種免許に係る教習指導員（準中型

うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができるとして国家公安委員会規則で定める教習を行う場合を除き、道路において行うこと。

㉑ ㉒の規定により道路において行う場合を除き、自動車教習所のコースその他の設備において行うこと。

㉓ 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ応用走行を行うこと。この場合において、大型免許、中型免許又は普通免許に係る応用走行は、当該確認を行った日の翌日以後の日に行うこと。

㉔ 「同上」

㉕ 大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行は、学科(一)を修了した者についてのみ行うこと。

㉖ 大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては九月以内に、その他の自動車についての教習にあつては三月以内に修了すること。

㉗ 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 第一種免許に係る教習は第一種免許に係る教習指導員（中型自

自動車」を運転することができる免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）が、第二種免許に係る教習は第二種免許に係る教習指導員（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）が行うこと。

〔ハ〕ホ 略〕

へ 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科(二)は、技能教習の基本操作及び基本走行を修了した者についてのみ行うこと。

ト 前号ナに定める期間内に修了すること。

6〕 略〕

（技能検定）

第三十四条 略〕

2 卒業検定は、次に定めるところにより行うものとする。

一 前条第五項第一号ナに定める期間内に技能教習及び学科教習を修了した者で、これらの教習を修了した日から起算して三月を経過していないもの限り行うこと。

〔二・三 略〕

3 修了検定は、次に定めるところにより行うものとする。

一 前条第五項第一号ナに定める期間内において、基本操作及び基本

自動車」を運転することができる免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）が、第二種免許に係る教習は第二種免許に係る教習指導員（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）が行うこと。

〔ハ〕ホ 同上〕

へ 大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科(二)は、技能教習の基本操作及び基本走行を修了した者についてのみ行うこと。

ト 前号ツに定める期間内に修了すること。

5〕 同上〕

（技能検定）

第三十四条 同上〕

2 同上〕

一 前条第四項第一号ツに定める期間内に技能教習及び学科教習を修了した者で、これらの教習を修了した日から起算して三月を経過していないもの限り行うこと。

〔二・三 同上〕

3 同上〕

一 前条第四項第一号ツに定める期間内において、基本操作及び基本

走行の技能教習並びに学科(一)の学科教習を修了した者に限り行うこと。

【二・三 略】

四 修了証明書を有する者が仮免許を受けた後に令第三十九条の三第二号から第四号までの基準に該当して当該仮免許を取り消された場合については、その者が更に前条第五項第一号ナに定める期間内に、その者の自動車の運転に関する技能又は知識の修得状況に応じた三時限以上の技能教習及び一時限以上の学科教習を受けた後でなければ次の修了検定を行わないこと。

(指定前における教習の基準)

第三十四条の三 令第三十五条第三項第二号の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 教習の科目及び教習の科目ごとの教習時間の基準は、第三十三条第一項から第四項までに定めるとおりとする。
- 二 技能教習の方法については、第三十三条第五項第一号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「当該教習に係る免許に係る教習指導員」とあるのは「指定前技能教習指導員」と、「それぞれ大型第二種免許」とあるのは「それぞれ大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受け、かつ、大型第二種免許」と、「に限る。」とあるのは「のうちから技能教習を行う者として選任された者をいう。」と、同号ニ中「教習指導員」とあるのは「指定前技能教習指導員」と読み替えるものとする。

走行の技能教習並びに学科(一)の学科教習を修了した者に限り行うこと。

【二・三 同上】

四 修了証明書を有する者が仮免許を受けた後に令第三十九条の三第二号から第四号までの基準に該当して当該仮免許を取り消された場合については、その者が更に前条第四項第一号ツに定める期間内に、その者の自動車の運転に関する技能又は知識の修得状況に応じた三時限以上の技能教習及び一時限以上の学科教習を受けた後でなければ次の修了検定を行わないこと。

(指定前における教習の基準)

第三十四条の三 「同上」

- 一 教習の科目及び教習の科目ごとの教習時間の基準は、第三十三条第一項から第三項までに定めるとおりとする。
- 二 技能教習の方法については、第三十三条第四項第一号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「当該教習に係る免許に係る教習指導員」とあるのは「指定前技能教習指導員」と、「それぞれ大型第二種免許」とあるのは「それぞれ大型免許、中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受け、かつ、大型第二種免許」と、「に限る。」とあるのは「のうちから技能教習を行う者として選任された者をいう。」と、同号ニ中「教習指導員」とあるのは「指定前技能教習指導員」と読み替えるものとする。

三 学科教習の方法については、第三十三条第五項第二号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「第一種免許に係る教習は第一種免許に係る教習指導員（準中型自動車）を運転することができる免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）が、第二種免許に係る教習は第二種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習は、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者」と、同号ニ中「ロに定める者」とあるのは「大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては、第三十四条の三第一項第三号において読み替えて準用するロに定める者に限る。）」と、同号ト中「前号ナ」とあるのは「第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する第三十三条第五項第一号ナ」と読み替えるものとする。

2
「略」

（国外運転免許証の交付）

第三十七条の八 法第七十条の七第二項の内閣府令で定める区分は、次の表に掲げるとおりとする。

国外運転免許証の申請者が現に受けている免許の種類	国外運転免許証で運転することができる自動車等の種類
大型免許、中型免許、準中	国外運転免許証の表紙二ページの裏

三 学科教習の方法については、第三十三条第四項第二号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「第一種免許に係る教習は第一種免許に係る教習指導員（中型自動車）を運転することができる免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）が、第二種免許に係る教習は第二種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習は、大型免許、中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者」と、同号ニ中「ロに定める者」とあるのは「大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては、第三十四条の三第一項第三号において読み替えて準用するロに定める者に限る。）」と、同号ト中「前号ツ」とあるのは「第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する第三十三条第四項第一号ツ」と読み替えるものとする。

2
「同上」

（国外運転免許証の交付）

第三十七条の八 「同上」

国外運転免許証の申請者が現に受けている免許の種類	国外運転免許証で運転することができる自動車等の種類
大型免許、中型免許、大型	国外運転免許証の表紙二ページの裏

型免許、大型第二種免許又は中型第二種免許及び牽引免許又は牽引第二種免許	(以下「二ページ裏」という。)のB、C、D及びEの各欄に掲げる種類の自動車
大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許又は中型第二種免許	二ページ裏のB、C及びDの各欄に掲げる種類の自動車
は中型第二種免許	
〔略〕	

(講習)

第三十八条 「1・2 略」

3 法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習は、次に定めるところにより行うものとする。

〔一・二 略〕

三 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

〔四〇六 略〕

4 法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一 次の表の第一欄に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる講習に区分して行うこととし、それぞれ、同表の第三欄に掲げる講習事項について、同表の第四欄に掲げる講習方法により行うこと。ただし、講習を受けようとする者が準中型免許を

第二種免許又は中型第二種免許及び牽引免許又は牽引第二種免許	(以下「二ページ裏」という。)のB、C、D及びEの各欄に掲げる種類の自動車
大型免許、中型免許、大型第二種免許又は中型第二種免許	二ページ裏のB、C及びDの各欄に掲げる種類の自動車
免許	
〔同上〕	

(講習)

第三十八条 「1・2 同上」

3 「同上」

〔一・二 同上〕

三 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、自動車等の構造見本、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

〔四〇六 同上〕

4 「同上」

一 次の表の第一欄に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる講習に区分して行うこととし、それぞれ、同表の第三欄に掲げる講習事項について、同表の第四欄に掲げる講習方法により行うこと。

受けようとする者であつて、現に普通免許を受けているものであるときは、その者の講習は、同表の準中型免許の項第三欄第一号から第三号までに掲げる講習事項（同欄第一号に掲げる講習事項にあつては、貨物自動車（専ら貨物を運搬する構造の自動車をいう。以下この項において同で。）に係るものに限る。）について、同項第四欄に掲げる講習方法により行うこと。

第一欄（種類）	第二欄（講習）	第三欄（講習事項）	第四欄（講習方法）
大型免許	大型車講習	一 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能及び知識 二 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能 三 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な	教本、大型自動車（貨物自動車に限る。）、運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

第一欄（種類）	第二欄（講習）	第三欄（講習事項）	第四欄（講習方法）
大型免許	大型車講習	一 専ら貨物を運搬する構造の自動車（以下この表において「貨物自動車」という。）の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能及び知識 二 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能 三 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な	教本、大型自動車（貨物自動車に限る。）、運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

	中型免許		
	中型車講習		
許 准 中 型 免 許			
習			
	一 貨物自動車及び普通自動車（貨物自動車を除く。）の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車及び普通自動車（貨物自動車を除く。）の安全な運転に必要な技能及び知識	一 貨物自動車及び普通自動車（貨物自動車を除く。）の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車及び普通自動車（貨物自動車を除く。）の安全な運転に必要な技能及び知識	二 夜間における貨物自
	二 夜間における貨物自動車（貨物自動車を除く。）の安全な運転に必要な技能	二 夜間における貨物自動車（貨物自動車を除く。）の安全な運転に必要な技能	二 夜間における貨物自動車（貨物自動車を除く。）の安全な運転に必要な技能
	三 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能	三 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能	三 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能
	教本、中型自動車（貨物自動車に限る。）	教本、中型自動車（貨物自動車に限る。）	教本、中型自動車（貨物自動車に限る。）
	、運転シミュレーター	、運転シミュレーター	、運転シミュレーター
	、視聴覚教材等必要な教材を用い	、視聴覚教材等必要な教材を用い	、視聴覚教材等必要な教材を用い

	中型免許		
	中型車講習		
	一 貨物自動車（貨物自動車を除く。）の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車及び普通自動車（貨物自動車を除く。）の安全な運転に必要な技能及び知識	一 貨物自動車（貨物自動車を除く。）の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車及び普通自動車（貨物自動車を除く。）の安全な運転に必要な技能及び知識	一 貨物自動車（貨物自動車を除く。）の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車及び普通自動車（貨物自動車を除く。）の安全な運転に必要な技能及び知識
	二 夜間における貨物自動車（貨物自動車を除く。）の安全な運転に必要な技能	二 夜間における貨物自動車（貨物自動車を除く。）の安全な運転に必要な技能	二 夜間における貨物自動車（貨物自動車を除く。）の安全な運転に必要な技能
	三 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能	三 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能	三 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能
	教本、中型自動車（貨物自動車に限る。）	教本、中型自動車（貨物自動車に限る。）	教本、中型自動車（貨物自動車に限る。）
	、運転シミュレーター	、運転シミュレーター	、運転シミュレーター
	、視聴覚教材等必要な教材を用い	、視聴覚教材等必要な教材を用い	、視聴覚教材等必要な教材を用い

「項を加える。」

<p>〔略〕</p>	<p>動車の安全な運転に必要な技能</p> <p>三 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能</p> <p>四 高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転に必要な技能及び知識</p> <p>。 行うこと</p>
------------	---

- 二 〔略〕
- 三 第一号の表の準中型免許の項の第三欄第一号及び第四号に掲げる講習事項（同欄第一号に掲げる講習事項にあつては、貨物自動車に係るものを除く。）については、同項第四欄に掲げる講習方法にかかわらず、普通自動車（同項第三欄第一号に掲げる講習事項にあつては、貨物自動車を除く。）を用いて行うこと。
- 四 第一号の表の第二欄に掲げる講習の区分に応じ、道路における大型自動車（貨物自動車に限る。）、中型自動車（貨物自動車に限る。）、次号において同じ。）、準中型自動車（貨物自動車に限る。この号及び次号において同じ。）及び普通自動車（現に普通免許を受け

<p>〔同上〕</p>	
-------------	--

- 二 〔同上〕
- 〔号を加える。〕
- 三 第一号の表の第二欄に掲げる講習の区分に応じ、道路における大型自動車（専ら貨物を運搬する構造の自動車（以下この号及び次号において「貨物自動車」という。）に限る。）、中型自動車（貨物自動車に限る。次号において同じ。）又は普通自動車の運転の実習

ている者に対する準中型車講習にあつては、準中型自動車）又は普通自動車の運転の実習その他のこれらの自動車の運転に関する実技訓練を含むものであること。

「号を削る。」

五 次に掲げる第一号の表の第三欄に掲げる講習事項については、同表第四欄に掲げる講習方法にかかわらず、それぞれ次に定める自動車を用以て行うことができる。

イ 大型免許の項の第三欄第一号に掲げる講習事項（荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に限る。）

中型自動車又は準中型自動車

ロ 大型免許の項の第三欄第三号に掲げる講習事項 中型自動車、準中型自動車又は普通自動車

ハ 中型免許の項の第三欄第一号に掲げる講習事項（荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に限る。）

準中型自動車

ニ 中型免許の項の第三欄第三号に掲げる講習事項 準中型自動車又は普通自動車

ホ 準中型免許の項の第三欄第三号に掲げる講習事項 普通自動車
六 講習時間は、大型車講習、中型車講習又は普通車講習にあつては

その他のこれらの自動車の運転に関する実技訓練を含むものであること。

四 第一号の表大型免許の項の第三欄第一号に掲げる講習事項（荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に限る。）、同欄第三号に掲げる講習事項又は同表中型免許の項の第三欄第三号に掲げる講習事項については、同表第四欄に掲げる講習方法にかかわらず、それぞれ中型自動車、中型自動車若しくは普通自動車又は普通自動車を用以て行うことができる。

「号を加える。」

五 講習時間は、四時間とすること。

四時間、準中型車講習にあつては八時間（現に普通免許を受けている者に対する当該講習にあつては、四時間）とすること。

〔5〕7 略〕

8 法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一 次の表の第一欄に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる講習に区分して行うこととし、それぞれ、同表の第三欄に掲げる講習事項について、同表の第四欄に掲げる時間行うこと。

第一欄（種類）	第二欄（講習）	第三欄（講習事項）	第四欄（時間）
大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許	応急救護処置講習（一）	一 気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ及び止血に必要な知識 二 前号に掲げるもののほか、応急救護処置に必要な知識	三時間

〔二〕四 略〕

9 法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習（第十五項において「指定自動車教習所職員講習」という。）は、次に定めるところにより行

〔5〕7 同上〕

8 〔同上〕

一 〔同上〕

第一欄（種類）	第二欄（講習）	第三欄（講習事項）	第四欄（時間）
大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許	応急救護処置講習（一）	一 気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ及び止血に必要な知識 二 前号に掲げるもののほか、応急救護処置に必要な知識	三時間

〔二〕四 同上〕

9 〔同上〕

うものとする。

一 「略」

二 次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる講習事項について、同表の第三欄に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて同表の第四欄に掲げる時間行うこと。この場合において、当該指定自動車教習所職員が教習指導員であり、かつ、技能検定員であるときは、教習指導員又は技能検定員のいずれかに対する講習を行うことをもつて足りる。

第一欄 (区分)	第二欄 (講習事項)	第三欄 (講習方法)	第四欄 (時間)
教習指導員	一 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識 二 自動車教習所に關する法令等についで知識 三 教習指導員として必要な教育についで知識 四 教習指導員として必要な自動車の運転技能 五 技能教習に必要な	教本、自動車等、運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。	九時間以上十一時間以下

一 「同上」

二 「同上」

第一欄 (区分)	第二欄 (講習事項)	第三欄 (講習方法)	第四欄 (時間)
教習指導員	一 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識 二 自動車教習所に關する法令等についで知識 三 教習指導員として必要な教育についで知識 四 教習指導員として必要な自動車の運転技能 五 技能教習に必要な	教本、自動車等、自動車の構造見本、運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。	九時間以上十一時間以下

な教習の技能	六 学科教習に必要な教習の技能		
--------	-----------------	--	--

三 「略」

10 初心運転者講習は、次に定めるところにより行うものとする。

「一、四 略」

五 講習時間は、七時間（原付免許に係る初心運転者講習にあつては、四時間）とすること。

11 「略」

12 高齢者講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一 「略」

二 次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる時間行うこと。ただし、同表の四の項第一欄に掲げる講習を受けようとする者が、小型特殊免許のみを受けている者であるときは、その者の講習は、同項第二欄第一号及び第三号に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて一時間行うこと。

第一欄 (区分)	第二欄 (講習方法)	第三欄 (時間)
一 高齢者講習（ 二から四までの	一 教本、自動車等、 運転適性検査器材、	二時間（小型特殊 免許のみを受けて

な教習の技能	六 学科教習に必要な教習の技能		
--------	-----------------	--	--

三 「同上」

10 「同上」

「一、四 同上」

五 講習時間は、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る初心運転者講習にあつては七時間、原付免許に係る初心運転者講習にあつては四時間とすること。

11 「同上」

12 「同上」

二 次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる時間行うこと。

第一欄 (区分)	第二欄 (講習方法)	第三欄 (時間)
一 高齢者講習（ 法第九十七条の	一 教本、自動車等、 運転適性検査器材、	三時間（小型特殊 免許のみを受けて

項に掲げるものを除く。）	視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。	いる者に対する講習にあつては、一時間）
<p>二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査。以下この表において同じ。）によるものに基づく指導を含むものであること。</p>	<p>二 第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p>	<p>二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。</p>
「号を削る。」	三 小型特殊免許以外	時間三十分)

<p>二 法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習であつて、当該認知機能検査の結果について第二十九條の三第一項の式により算出した数値が七十六以上であつた者に対するもの</p>	
<p>一 教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。</p>	
<p>二時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間）</p>	
<p>二 法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習</p>	
<p>一 教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。</p>	<p>の第一種免許又は第二種免許を受けている者に対する講習にあつては、自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。</p>
<p>二時間三十分（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間三十分）</p>	

<p>三 法第九十七条の二第二項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習であつて、当該認知機能検査の結果について第二十九條の三第一項の式により算出した数値が七十六未満であつた者に対するもの</p>	<p>三 認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。</p>	<p>一 教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（個人指導（指導を行う者一人に対し指導を受ける者が一人のみである指導をいう。以下この表において同じ。）を含むものに限る。）を</p>	<p>三時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、二時間）</p>
<p>「項を加える。」</p>	<p>三 認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。</p>		

	<p>四 法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習</p>
<p>含むものであること。 三 認知機能検査の結果に基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。</p>	<p>一 教本、自動車等、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。 三 認知機能検査の結果に基づく指導（個人</p>
<p>二時間</p>	

「項を加える。」

13

違反者講習は、次に定めるところにより行うものとする。

人指導を含むものに
限る。）を含むもの
であること。

一 「略」

二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の下欄の方法によること。

<p>一 違反者講習を受けようとする者の選択により、運転者の資質の向上に資するものとして国家公安委員会規則で定める活動（以下この項において「活動」という。）を体験させる場合</p>	<p>一 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 活動を体験させること。</p> <p>三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく指導を含むものであること。</p>
<p>二 一以外の場合</p>	<p>一 教本、自動車等、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 自動車等の運転について必要</p>

13

「同上」

一 「同上」

二 「同上」

<p>一 違反者講習を受けようとする者の選択により、運転者の資質の向上に資するものとして国家公安委員会規則で定める活動（以下この項において「活動」という。）を体験させる場合</p>	<p>一 教本、自動車等の構造見本、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 活動を体験させること。</p> <p>三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく指導を含むものであること。</p>
<p>二 一以外の場合</p>	<p>一 教本、自動車等、自動車等の構造見本、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 自動車等の運転について必要</p>

な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査、運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく指導を含むものであること。

三 「略」
〔14・15 略〕

16 公安委員会は、第四項第一号の表の第二欄に掲げる大型車講習、中型車講習、準中型車講習若しくは普通車講習、第五項第一号の表の第二欄に掲げる大型二輪車講習若しくは普通二輪車講習、原付講習、第七項第二号の表の第二欄に掲げる大型旅客車講習、中型旅客車講習若しくは普通旅客車講習、第八項第一号の表の第二欄に掲げる応急救護処置講習（一）若しくは応急救護処置講習（二）又は高齢者講習を終了した者からの申出により、それぞれ別記様式第二十二の十の二の大型車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の二の中型車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の二の準中型車講習終了証明書、若しくは別記様式第二十二の十の二の四の普通車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の三の大型二輪車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の三の二の普通二輪車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の四の原付講習終了証明書、別記様式第二十二の十の五の大型旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の五の二の中型旅客

な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査、運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく指導を含むものであること。

三 「同上」
〔14・15 同上〕

16 公安委員会は、第四項第一号の表の第二欄に掲げる大型車講習、中型車講習若しくは普通車講習、第五項第一号の表の第二欄に掲げる大型二輪車講習若しくは普通二輪車講習、原付講習、第七項第二号の表の第二欄に掲げる大型旅客車講習、中型旅客車講習若しくは普通旅客車講習、第八項第一号の表の第二欄に掲げる応急救護処置講習（一）若しくは応急救護処置講習（二）又は高齢者講習を終了した者からの申出により、それぞれ別記様式第二十二の十の二の大型車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の二の中型車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の二の三の普通車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の三の大型二輪車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の三の二の普通二輪車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の四の原付講習終了証明書、別記様式第二十二の十の五の大型旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の五の二の中型旅客車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の五の三の普通旅客車講習

車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の五の三の普通旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の六の応急救護処置講習（一）終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の六の二の応急救護処置講習（二）終了証明書又は別記様式第二十二の十の七の高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

（違反者講習通知書）

第三十八条の四の二 「1・2 略」

3 法第百八条の三の二の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「特定日」という。）までに違反者講習を受けないことについて令第三十七条の八第三項に規定するやむを得ない理由のあるものは、特定日後に違反者講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会に提出しなければならない。

第三十八条の九 「略」

（認知機能に関する基準）

第三十九条 令第四十三条第一項の表講習手数料の項の内閣府令で定める基準は、第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六未満であることとする。

（運転シミュレーターの型式認定）

終了証明書、別記様式第二十二の十の六の応急救護処置講習（一）終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の六の二の応急救護処置講習（二）終了証明書又は別記様式第二十二の十の七の高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

（違反者講習通知書）

第三十八条の四の二 「1・2 同上」

3 法第百八条の三の二の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「特定日」という。）までに違反者講習を受けないことについて令第三十七条の八第三項各号に掲げるやむを得ない理由のあるものは、特定日後に違反者講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会に提出しなければならない。

第三十九条 「同上」

「条を加える。」

（運転シミュレーターの型式認定）

第三十九条の七 「略」

2 前項の認定は、模擬運転装置が第三十三条第五項第一号ホの基準に適合するものであるかどうかを判定することによって行う。

3 「略」

別記様式第一の三の二 (第六条の三の二関係)

高齢運転者等標章申請書		年	月	日
公安委員会 殿				
住所				
ふりがな				
氏名				
生年月日				
電話番号 その他の連絡先				
申請事由	<input type="checkbox"/> 70歳以上である。 (法第45条の2第1項第1号に該当) <input type="checkbox"/> 聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている。 (法第45条の2第1項第2号に該当) <input type="checkbox"/> 妊娠中又は出産後8週間以内である。 (法第45条の2第1項第3号に該当)			
免許証の番号	第	号	年	月
	公安委員会交付			
免許の種類	大	中	普	大
	型	型	通	二
使用する普通自動車の番号標に表示されている番号				
摘要				

備考 1 申請事由欄には、該当する事由の口内にレ印を記入すること。
 2 免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とする。

第三十九条の七 「同上」

2 前項の認定は、模擬運転装置が第三十三条第四項第一号ホの基準に適合するものであるかどうかを判定することによって行う。

3 「同上」

別記様式第一の三の二 (第六条の三の二関係)

高齢運転者等標章申請書		年	月	日
公安委員会 殿				
住所				
ふりがな				
氏名				
生年月日				
電話番号 その他の連絡先				
申請事由	<input type="checkbox"/> 70歳以上である。 (法第45条の2第1項第1号に該当) <input type="checkbox"/> 聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている。 (法第45条の2第1項第2号に該当) <input type="checkbox"/> 妊娠中又は出産後8週間以内である。 (法第45条の2第1項第3号に該当)			
免許証の番号	第	号	年	月
	公安委員会交付			
免許の種類	大	中	普	大
	型	型	通	二
使用する普通自動車の番号標に表示されている番号				
摘要				

備考 1 申請事由欄には、該当する事由の口内にレ印を記入すること。
 2 免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とする。

質 問 票	
次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。	
1 過去5年以内において、病氣（病氣の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	□はい □いいえ
2 過去5年以内において、病氣を原因として、身体の一部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	□はい □いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	□はい □いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病氣の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	□はい □いいえ
5 病氣を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	□はい □いいえ
公安委員会 殿	年 月 日
上記のとおり回答します。	回答者署名 _____
(注意事項) 1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。) 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。 3 提出しない場合は手続ができません。	

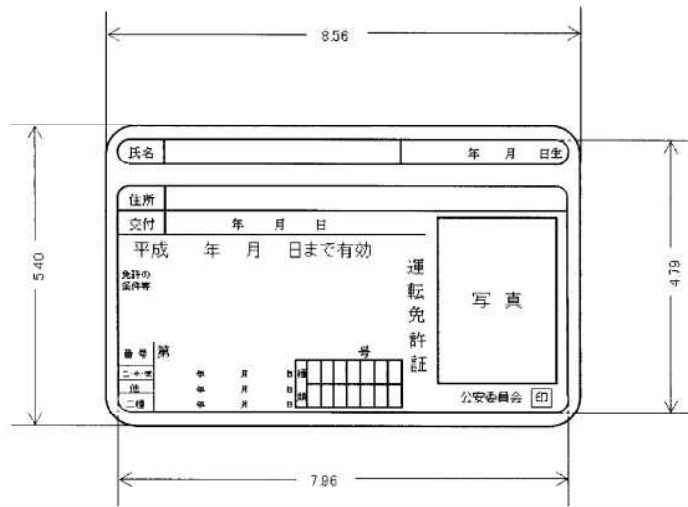
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

質 問 票	
次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。	
1 過去5年以内において、病氣（病氣の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	□はい □いいえ
2 過去5年以内において、病氣を原因として、身体の一部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	□はい □いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	□はい □いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病氣の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	□はい □いいえ
5 病氣を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	□はい □いいえ
公安委員会 殿	年 月 日
上記のとおり回答します。	回答者署名 _____
(注意事項) 1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。) 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。 3 提出しない場合は手続ができません。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

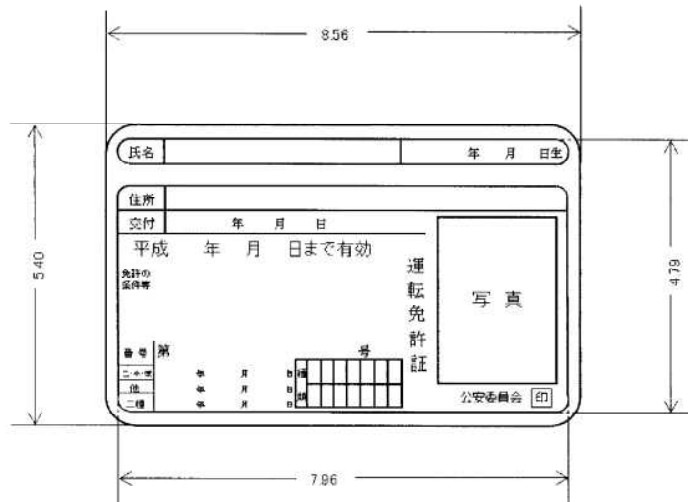
別記様式第十四（第十九条関係）

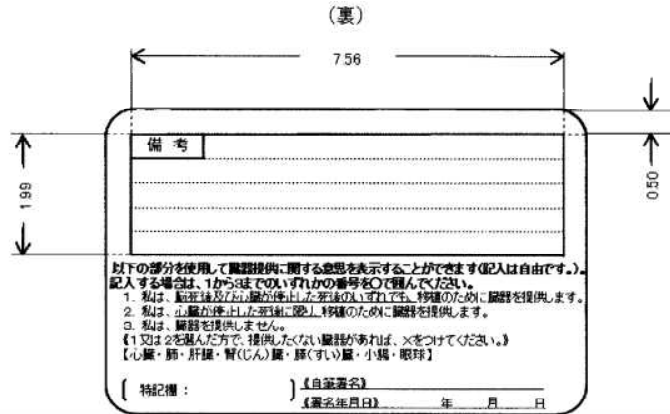
（表）



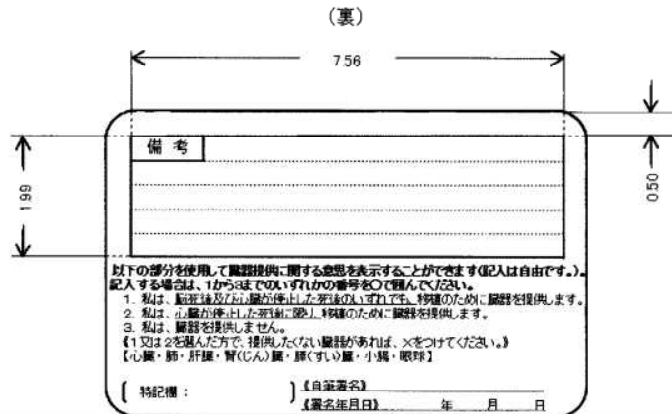
別記様式第十四（第十九条関係）

（表）





- 備考 1 表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 種類欄には、現に受けている免許及び受けることとなる免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、準中型免許については3番目の項に、普通免許については4番目の項に、大型特殊免許については5番目の項に、大型二輪免許については6番目の項に、普通二輪免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については1番目の項に、原付免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 表側の余白の部分には、免許を受けた者が法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者である場合にあっては、その旨を記載すること。
- 4 備考欄には、法第93条第2項に規定する事項、法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



- 備考 1 表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜をはり付けること。
- 2 種類欄には、現に受けている免許及び受けることとなる免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、普通免許については3番目の項に、大型特殊免許については4番目の項に、大型二輪免許については5番目の項に、普通二輪免許については6番目の項に、小型特殊免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、原付免許については1番目の項に、牽引免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 表側の余白の部分には、免許を受けた者が法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者である場合にあっては、その旨を記載すること。
- 4 備考欄には、法第93条第2項に規定する事項、法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十六（第二十条関係）

運転免許証記載事項変更届																									
										年 月 日															
										公安委員会 殿															
届出者氏名																									
変更した事項	新	本籍・国籍等								氏名															
		住 所																							
変更した事項	旧	本籍・国籍等								氏名															
		住 所																							
現に受けている免許	交付公安委員会										公安委員会														
	交付年月日・番号										有効期間の末日														
	免許証番号										第 号														
	免許年月日・種類	第一種免許	二小原	年 月 日								大正	昭和	平成											
		免許の種類		大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け	大	中	普	大	假	中	假
	免許年月日・種類	第一種免許	その他	年 月 日								大正	昭和	平成											
		第二種免許		年 月 日								大正	昭和	平成											
	免許年月日・種類	假免許		年 月 日								大正	昭和	平成											
		免許の条件																							

- 備考 1 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
- 2 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
- 3 公安委員会の管轄区域を異にしないで住所を変更した場合は、現に受けている免許欄には交付公安委員会、交付年月日・番号及び免許証番号のみを記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第十六（第二十条関係）

運転免許証記載事項変更届																									
										年 月 日															
										公安委員会 殿															
届出者氏名																									
変更した事項	新	本籍・国籍等								氏名															
		住 所																							
変更した事項	旧	本籍・国籍等								氏名															
		住 所																							
現に受けている免許	交付公安委員会										公安委員会														
	交付年月日・番号										有効期間の末日														
	免許証番号										第 号														
	免許年月日・種類	第一種免許	二小原	年 月 日								大正	昭和	平成											
		免許の種類		大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け	大	中	普	大	假	中	假
	免許年月日・種類	第一種免許	その他	年 月 日								大正	昭和	平成											
		第二種免許		年 月 日								大正	昭和	平成											
	免許年月日・種類	假免許		年 月 日								大正	昭和	平成											
		免許の条件																							

- 備考 1 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
- 2 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
- 3 公安委員会の管轄区域を異にしないで住所を変更した場合は、現に受けている免許欄には交付公安委員会、交付年月日・番号及び免許証番号のみを記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第十七（第二十一条関係）

運転免許証再交付申請書																						
公安委員会 殿										年 月 日												
氏名・生年月日					年 月 日																	
本籍・国籍等																						
住所																						
再交付を申請する理由																						
交付公安委員会																						
交付年月日・番号					平成 年 月 日			有効期間 の末日														
現 に 受 け て い る 免 許	免許証番号		第 号																			
	第一種 免許	二小原	年 月 日						大正	昭和	平成											
	免許の種類		大	中	普	大	普	小	原	引	大	中	普	引	大	中	普	引	大	中	普	引
	第一種 免許		年 月 日						大正	昭和	平成											
	第二種免許		年 月 日						大正	昭和	平成											
	仮免許		年 月 日						大正	昭和	平成											
免許の条件																						
（この線から下には記載しないこと。）																						
氏名・生年月日					年 月 日																	
本籍・国籍等																						
住所																						
交付年月日					年 月 日																	
免許の条件等					写真																	

- 備考 1 氏名・生年月日、本籍・国籍等及び住所欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
 2 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 3 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十七（第二十一条関係）

運転免許証再交付申請書																						
公安委員会 殿										年 月 日												
氏名・生年月日					年 月 日																	
本籍・国籍等																						
住所																						
再交付を申請する理由																						
交付公安委員会																						
交付年月日・番号					平成 年 月 日			有効期間 の末日														
現 に 受 け て い る 免 許	免許証番号		第 号																			
	第一種 免許	二小原	年 月 日						大正	昭和	平成											
	免許の種類		大	中	普	大	普	小	原	引	大	中	普	引	大	中	普	引	大	中	普	引
	第一種 免許		年 月 日						大正	昭和	平成											
	第二種免許		年 月 日						大正	昭和	平成											
	仮免許		年 月 日						大正	昭和	平成											
免許の条件																						
（この線から下には記載しないこと。）																						
氏名・生年月日					年 月 日																	
本籍・国籍等																						
住所																						
交付年月日					年 月 日																	
免許の条件等					写真																	

- 備考 1 氏名・生年月日、本籍・国籍等及び住所欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
 2 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 3 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十八の六（第二十九条の二の四関係）

臨時認知機能検査通知書	
年 月 日	
住 所	殿
公安委員会 印	
<p>道路交通法第101条の7第1項の規定による臨時認知機能検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。</p> <p>なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時認知機能検査を受けない場合は、運転免許が取り消されるの効力が停止される こととなります。</p>	
臨時認知機能検査を行う理由	
臨時認知機能検査の場所	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

「様式を加える。」

別記様式第十八の七 (第二十九条の二の五関係)

臨時高齢者講習通知書	
年 月 日	
住 所	殿
公安委員会 印	
<p>道路交通法第101条の7第4項の規定による臨時高齢者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。</p> <p>なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時高齢者講習を受けない場合は、運転免許が取り消されることとなります。</p>	
臨時高齢者講習を行う理由	
臨時高齢者講習の場所	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

「様式を加える。」

別記様式第十九の三の六（第三十条の七関係）

免許証保管証（番号）													
交付日時	年	月	日	午	時	分							
出頭日時	年	月	日	午	時	分							
出頭場所													
交付者の所属、階級及び氏名	(印)												
氏名	生	年	月	日	日生（	歳）	職業						
	本	籍											
	住	所											
免許証	第						号						
	平成						年	月	日	公安委員会交付			
免許科目	第一種	二・小・原	昭和・平成	年	月	日							
	免許	そ	の	他	昭和・平成	年	月	日					
	第二種免許	昭和・平成	年	月	日								
免許の種類	種	大	中	普	大	普	小	原	大	中	普	大	引
	類	型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二
免許の条件													
備考													
1 この保管証の有効期間は、あなたが出頭日時として指定された日時（あなたが指定された日時までに指定された場所に出頭したときは、その出頭した時）までの間となります。													
2 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときは、必ず携帯していなければなりません。													
3 この保管証の有効期間が満了したときは、直ちに警察官に返納しなければなりません。													

- 備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めたとおりとする。
 3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。
 4 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三の六（第三十条の七関係）

免許証保管証（番号）													
交付日時	年	月	日	午	時	分							
出頭日時	年	月	日	午	時	分							
出頭場所													
交付者の所属、階級及び氏名	(印)												
氏名	生	年	月	日	日生（	歳）	職業						
	本	籍											
	住	所											
免許証	第						号						
	平成						年	月	日	公安委員会交付			
免許科目	第一種	二・小・原	昭和・平成	年	月	日							
	免許	そ	の	他	昭和・平成	年	月	日					
	第二種免許	昭和・平成	年	月	日								
免許の種類	種	大	中	普	大	普	小	原	大	中	普	大	引
	類	型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二
免許の条件													
備考													
1 この保管証の有効期間は、あなたが出頭日時として指定された日時（あなたが指定された日時までに指定された場所に出頭したときは、その出頭した時）までの間となります。													
2 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときは、必ず携帯していなければなりません。													
3 この保管証の有効期間が満了したときは、直ちに警察官に返納しなければなりません。													

- 備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めたとおりとする。
 3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。
 4 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三の十（第三十条の十一関係）

(表)

856

340

796

478

氏名 _____ 年 月 日生

住所 _____

交付 _____ 年 月 日

運 転 経 歴 証 明 書
(自動車等の運転はできません)

写 真

種別	第	号
一	種	別
二	種	別
三	種	別
四	種	別
五	種	別
六	種	別
七	種	別
八	種	別
九	種	別
十	種	別

公安委員会 印

別記様式第十九の三の十（第三十条の十一関係）

(表)

856

340

796

478

氏名 _____ 年 月 日生

住所 _____

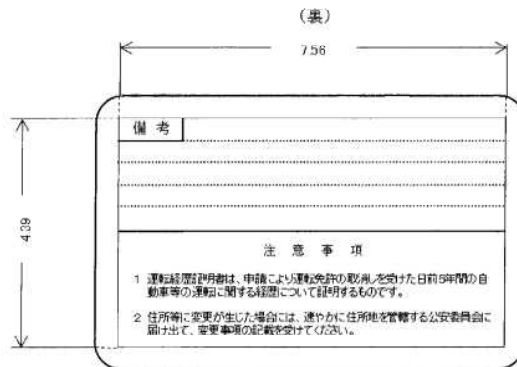
交付 _____ 年 月 日

運 転 経 歴 証 明 書
(自動車等の運転はできません)

写 真

種別	第	号
一	種	別
二	種	別
三	種	別
四	種	別
五	種	別
六	種	別
七	種	別
八	種	別
九	種	別
十	種	別

公安委員会 印



- 備考 1 表側は白色プラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、準中型免許については3番目の項に、普通免許については4番目の項に、大型特殊免許については5番目の項に、大型二輪免許については6番目の項に、普通二輪免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については1番目の項に、原付免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



- 備考 1 表側は白色プラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、普通免許については3番目の項に、大型特殊免許については4番目の項に、大型二輪免許については5番目の項に、普通二輪免許については6番目の項に、小型特殊免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、原付免許については1番目の項に、牽引免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第二十二の七（第三十七条の七関係）

(表 紙)

(3 ページ)	(2 ページ)	(1 ページ)
<p>日本国 JAPAN</p> <p>国際自動車交通 INTERNATIONAL MOTOR TRAFFIC</p> <p>国際運転免許証 INTERNATIONAL DRIVING PERMIT</p> <p>1949年9月19日の道路交通に関する条約 CONVENTION ON ROAD TRAFFIC OF 19 SEPTEMBER 1949</p> <p>発給地 Issued at</p> <p>発給年月日 Date of Issue</p> <p style="text-align: center;">公安委員会 スタンプ</p> <p style="text-align: center;">公 安 委 員 会PUBLIC SAFETY COMMISSION</p> <p>(署名)</p>		

別記様式第二十二の七（第三十七条の七関係）

(表 紙)

(3 ページ)	(2 ページ)	(1 ページ)
<p>日本国 JAPAN</p> <p>国際自動車交通 INTERNATIONAL MOTOR TRAFFIC</p> <p>国際運転免許証 INTERNATIONAL DRIVING PERMIT</p> <p>1949年9月19日の道路交通に関する条約 CONVENTION ON ROAD TRAFFIC OF 19 SEPTEMBER 1949</p> <p>発給地 Issued at</p> <p>発給年月日 Date of Issue</p> <p style="text-align: center;">公安委員会 スタンプ</p> <p style="text-align: center;">公 安 委 員 会PUBLIC SAFETY COMMISSION</p> <p>(署名)</p>		

<p style="text-align: center;">10.5</p> <p>この運転免許証は、すべての締約国の領域（これを発給する締約国の領域を除く。）において、発給の日から一年間、この運転免許証の最終ページにおいて特定する種類の車両の運転について有効とする。</p> <p>This permit is valid in the territory of all the Contracting States with the exception of the territory of the Contracting States where issued, for the period of one year from the date of issue, for the driving of vehicles included in the category or categories mentioned on the last page of this permit.</p> <p>この運転免許証は、その所持者が自己の旅行する各国において施行されている居住又は職業に関する法令を遵守する義務にかなる影響をも及ぼさないものとする。</p> <p>It is understood that this permit shall in no way affect the obligation of the holder to conform strictly to the laws and regulations relating to residence or to the exercise of a profession which are in force in each country through which he travels.</p> <p style="text-align: center;">(表紙 1 ページの表)</p>	<p style="text-align: center;">(表) 10.6</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">運転者に関する事項</td> <td style="width: 5%;">姓</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 20%;">1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出生地</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生年月日</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住所</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>この運転免許証で運転することができる車両</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">二輪の自動車（側車付きのものを含む）、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム（900ポンド）をこえない三輪の自動車</td> <td style="width: 5%;">A</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>乗用に供され、運転者席のほかにも人分をこえない座席を有する自動車又は貨物積載の用に供され、許容最大重量が3,000キログラム（7,700ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。</td> <td>B</td> <td></td> <td>A シール又はスタンプ</td> </tr> <tr> <td>貨物積載の用に供され、許容最大重量が3,000キログラム（7,700ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。</td> <td>C</td> <td></td> <td>B シール又はスタンプ</td> </tr> <tr> <td>乗用に供され、運転者席のほかにも人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。</td> <td>D</td> <td></td> <td>C シール又はスタンプ</td> </tr> <tr> <td>運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を運搬した車両</td> <td>E</td> <td></td> <td>D シール又はスタンプ</td> </tr> </table> <p>車両の「許容最大重量」とは、運行することができる状態にある車両の重量及びその最大積載量の和をいう。</p> <p>「最大積載量」とは、車両の登録国の権限のある当局が宣言した積載物の重量の限度をいう。</p> <p>「軽量の被牽引車」とは、許容最大重量が750キログラム（1,650ポンド）をこえない被牽引車をいう。</p> <p>除外</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">この運転免許証の所持者は、……（国名）における運転を次の理由により禁止される。</td> <td style="width: 50%;">除外 （I-IVの国）</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>I.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>II.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>III.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>IV.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>V.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>VI.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>VII.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>VIII.....</td> </tr> </table> <p>所持者の署名 除 外 （国名）</p> <p>I..... V..... II..... VI..... III..... VII..... IV..... VIII.....</p> <p style="text-align: center;">(表紙 2 ページの表)</p>	運転者に関する事項	姓	1	1		名	2	2		出生地	3	3		生年月日	4	4		住所	5	5	二輪の自動車（側車付きのものを含む）、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム（900ポンド）をこえない三輪の自動車	A			乗用に供され、運転者席のほかにも人分をこえない座席を有する自動車又は貨物積載の用に供され、許容最大重量が3,000キログラム（7,700ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。	B		A シール又はスタンプ	貨物積載の用に供され、許容最大重量が3,000キログラム（7,700ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。	C		B シール又はスタンプ	乗用に供され、運転者席のほかにも人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。	D		C シール又はスタンプ	運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を運搬した車両	E		D シール又はスタンプ	この運転免許証の所持者は、……（国名）における運転を次の理由により禁止される。	除外 （I-IVの国）	I.....	II.....	III.....	IV.....	V.....	VI.....	VII.....	VIII.....	<p style="text-align: center;">9.7</p> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">押出し スタンプ</p> <p style="text-align: center;">所持者の署名 除 外 （国名）</p> <p>I..... V..... II..... VI..... III..... VII..... IV..... VIII.....</p> <p style="text-align: center;">(表紙 3 ページの表)</p>
運転者に関する事項	姓	1	1																																																									
	名	2	2																																																									
	出生地	3	3																																																									
	生年月日	4	4																																																									
	住所	5	5																																																									
二輪の自動車（側車付きのものを含む）、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム（900ポンド）をこえない三輪の自動車	A																																																											
乗用に供され、運転者席のほかにも人分をこえない座席を有する自動車又は貨物積載の用に供され、許容最大重量が3,000キログラム（7,700ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。	B		A シール又はスタンプ																																																									
貨物積載の用に供され、許容最大重量が3,000キログラム（7,700ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。	C		B シール又はスタンプ																																																									
乗用に供され、運転者席のほかにも人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。	D		C シール又はスタンプ																																																									
運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を運搬した車両	E		D シール又はスタンプ																																																									
この運転免許証の所持者は、……（国名）における運転を次の理由により禁止される。	除外 （I-IVの国）																																																											
.....	I.....																																																											
.....	II.....																																																											
.....	III.....																																																											
.....	IV.....																																																											
.....	V.....																																																											
.....	VI.....																																																											
.....	VII.....																																																											
.....	VIII.....																																																											

- 備考 1 表紙は灰色の厚紙とし、這種ページは白色の洋紙とする。
- 2 表紙2ページの表及び表紙3ページの表は、フランス語で作成する。
- 3 表紙2ページの表の本文を日本語、英語、スペイン語、ロシア語、中国語及びアラビア語で作成した這種ページを表紙1ページの表と表紙2ページの表との内側の折目と一致するようにつくり込む。
- 4 記入事項は、ローマ字つづり又は英語で記載する。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

<p style="text-align: center;">10.5</p> <p>この運転免許証は、すべての締約国の領域（これを発給する締約国の領域を除く。）において、発給の日から一年間、この運転免許証の最終ページにおいて特定する種類の車両の運転について有効とする。</p> <p>This permit is valid in the territory of all the Contracting States with the exception of the territory of the Contracting States where issued, for the period of one year from the date of issue, for the driving of vehicles included in the category or categories mentioned on the last page of this permit.</p> <p>この運転免許証は、その所持者が自己の旅行する各国において施行されている居住又は職業に関する法令を遵守する義務にかなる影響をも及ぼさないものとする。</p> <p>It is understood that this permit shall in no way affect the obligation of the holder to conform strictly to the laws and regulations relating to residence or to the exercise of a profession which are in force in each country through which he travels.</p> <p style="text-align: center;">(表紙 1 ページの表)</p>	<p style="text-align: center;">(表) 10.6</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">運転者に関する事項</td> <td style="width: 5%;">姓</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 20%;">1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出生地</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生年月日</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住所</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>この運転免許証で運転することができる車両</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">二輪の自動車（側車付きのものを含む）、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム（900ポンド）をこえない三輪の自動車</td> <td style="width: 5%;">A</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>乗用に供され、運転者席のほかにも人分をこえない座席を有する自動車又は貨物積載の用に供され、許容最大重量が3,000キログラム（7,700ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。</td> <td>B</td> <td></td> <td>A シール又はスタンプ</td> </tr> <tr> <td>貨物積載の用に供され、許容最大重量が3,000キログラム（7,700ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。</td> <td>C</td> <td></td> <td>B シール又はスタンプ</td> </tr> <tr> <td>乗用に供され、運転者席のほかにも人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。</td> <td>D</td> <td></td> <td>C シール又はスタンプ</td> </tr> <tr> <td>運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を運搬した車両</td> <td>E</td> <td></td> <td>D シール又はスタンプ</td> </tr> </table> <p>車両の「許容最大重量」とは、運行することができる状態にある車両の重量及びその最大積載量の和をいう。</p> <p>「最大積載量」とは、車両の登録国の権限のある当局が宣言した積載物の重量の限度をいう。</p> <p>「軽量の被牽引車」とは、許容最大重量が750キログラム（1,650ポンド）をこえない被牽引車をいう。</p> <p>除外</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">この運転免許証の所持者は、……（国名）における運転を次の理由により禁止される。</td> <td style="width: 50%;">除外 （I-IVの国）</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>I.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>II.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>III.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>IV.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>V.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>VI.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>VII.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>VIII.....</td> </tr> </table> <p>所持者の署名 除 外 （国名）</p> <p>I..... V..... II..... VI..... III..... VII..... IV..... VIII.....</p> <p style="text-align: center;">(表紙 2 ページの表)</p>	運転者に関する事項	姓	1	1		名	2	2		出生地	3	3		生年月日	4	4		住所	5	5	二輪の自動車（側車付きのものを含む）、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム（900ポンド）をこえない三輪の自動車	A			乗用に供され、運転者席のほかにも人分をこえない座席を有する自動車又は貨物積載の用に供され、許容最大重量が3,000キログラム（7,700ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。	B		A シール又はスタンプ	貨物積載の用に供され、許容最大重量が3,000キログラム（7,700ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。	C		B シール又はスタンプ	乗用に供され、運転者席のほかにも人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。	D		C シール又はスタンプ	運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を運搬した車両	E		D シール又はスタンプ	この運転免許証の所持者は、……（国名）における運転を次の理由により禁止される。	除外 （I-IVの国）	I.....	II.....	III.....	IV.....	V.....	VI.....	VII.....	VIII.....	<p style="text-align: center;">9.7</p> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">押出し スタンプ</p> <p style="text-align: center;">所持者の署名 除 外 （国名）</p> <p>I..... V..... II..... VI..... III..... VII..... IV..... VIII.....</p> <p style="text-align: center;">(表紙 3 ページの表)</p>
運転者に関する事項	姓	1	1																																																									
	名	2	2																																																									
	出生地	3	3																																																									
	生年月日	4	4																																																									
	住所	5	5																																																									
二輪の自動車（側車付きのものを含む）、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム（900ポンド）をこえない三輪の自動車	A																																																											
乗用に供され、運転者席のほかにも人分をこえない座席を有する自動車又は貨物積載の用に供され、許容最大重量が3,000キログラム（7,700ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。	B		A シール又はスタンプ																																																									
貨物積載の用に供され、許容最大重量が3,000キログラム（7,700ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。	C		B シール又はスタンプ																																																									
乗用に供され、運転者席のほかにも人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を運搬することができる。	D		C シール又はスタンプ																																																									
運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を運搬した車両	E		D シール又はスタンプ																																																									
この運転免許証の所持者は、……（国名）における運転を次の理由により禁止される。	除外 （I-IVの国）																																																											
.....	I.....																																																											
.....	II.....																																																											
.....	III.....																																																											
.....	IV.....																																																											
.....	V.....																																																											
.....	VI.....																																																											
.....	VII.....																																																											
.....	VIII.....																																																											

- 備考 1 表紙は灰色の厚紙とし、這種ページは白色の洋紙とする。
- 2 表紙2ページの表及び表紙3ページの表は、フランス語で作成する。
- 3 表紙2ページの表の本文を日本語、英語、スペイン語、ロシア語及び中国語で作成した這種ページを表紙1ページの表と表紙2ページの表との内側の折目と一致するようにつくり込む。
- 4 記入事項は、ローマ字つづり又は英語で記載する。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第二十二の十の二の三 (第三十八条関係)

第	号
準中型車講習終了証明書	
住所	
氏名	
	年 月 日生
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条 の2第1項第4号に掲げる講習（準中型車講習）を終了した者である ことを証明する。	
	年 月 日
	公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

別記様式第二十二の十の二の四 (第三十八条関係)

第 号
普通車講習終了証明書
住所 氏名
年 月 日生
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条 の2第1項第4号に掲げる講習（普通車講習）を終了した者であるこ とを証明する。
年 月 日
公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十二の十の二の三 (第三十八条関係)

第 号
普通車講習終了証明書
住所 氏名
年 月 日生
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条 の2第1項第4号に掲げる講習（普通車講習）を終了した者であるこ とを証明する。
年 月 日
公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十二の十の七（第三十八条関係）

第 号
高 齢 者 講 習 終 了 証 明 書
住 所
氏 名
年 月 日生
上記の者は、 年 月 日道路交法第108条の2第 <small>(道交法施行規則第38条第12項第2号の表の1の項に掲げる講習)</small> 1項第12号に掲げる講習 <small>(道交法施行規則第38条第12項第2号の表の2の項に掲げる講習)</small> を <small>(道交法施行規則第38条第12項第2号の表の3の項に掲げる講習)</small> <small>(道交法施行規則第38条第12項第2号の表の4の項に掲げる講習)</small>
終了した者であることを証明する。
年 月 日
公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十二の十の七（第三十八条関係）

第 号
高 齢 者 講 習 終 了 証 明 書
住 所
氏 名
年 月 日生
上記の者は、 年 月 日道路交法第108条の2第 <small>(認知機能検査の結果に基づいて行う講習以外の講習)</small> 1項第12号に掲げる講習 <small>(認知機能検査の結果に基づいて行う講習)</small> を <small>(認知機能検査の結果に基づいて行う講習)</small>
終了した者であることを証明する。
年 月 日
公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十三 (第三十八条の六関係)

免許証保管証 (番号)																																						
交付日時	平成 年 月 日 午 前 時 分 後																																					
交付者の所属、階級及び氏名	(印)																																					
氏名	生年月日	年 月 日生 (歳)	職業	出 頭																																		
	本 籍				日時	場 所																																
	住 所																																					
	免許証	第 号																																				
	平成 年 月 日 公安委員会交付																																					
<table border="1"> <tr> <td>有効期限</td> <td colspan="6">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">免許の種類</td> <td>第一種免許</td> <td>二・小原</td> <td>昭和・平成</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="2" rowspan="2">備考 1 この保管証は、有効期間中は運転免許とみなされるものですが、運転するときは必ず携帯していなければならないとされています。 2 運転免許証は、あなたが指定された日時及び場所に出頭したときに、この保管証と引換えに返還します。</td> </tr> <tr> <td>第二種免許</td> <td>その他</td> <td>昭和・平成</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>免許の種類</td> <td>有無</td> <td>種 類</td> <td>大 中 管 大 自 小 原 け 大 中 普 大 特 二</td> <td>種 類</td> <td>型 型 通 特 二 特 二 付 引 二 二 二 二 二 引 二</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免許の条件</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table>							有効期限	平成 年 月 日						免許の種類	第一種免許	二・小原	昭和・平成	年 月 日	備考 1 この保管証は、有効期間中は運転免許とみなされるものですが、運転するときは必ず携帯していなければならないとされています。 2 運転免許証は、あなたが指定された日時及び場所に出頭したときに、この保管証と引換えに返還します。		第二種免許	その他	昭和・平成	年 月 日	免許の種類	有無	種 類	大 中 管 大 自 小 原 け 大 中 普 大 特 二	種 類	型 型 通 特 二 特 二 付 引 二 二 二 二 二 引 二		免許の条件						
有効期限	平成 年 月 日																																					
免許の種類	第一種免許	二・小原	昭和・平成	年 月 日	備考 1 この保管証は、有効期間中は運転免許とみなされるものですが、運転するときは必ず携帯していなければならないとされています。 2 運転免許証は、あなたが指定された日時及び場所に出頭したときに、この保管証と引換えに返還します。																																	
	第二種免許	その他	昭和・平成	年 月 日																																		
免許の種類	有無	種 類	大 中 管 大 自 小 原 け 大 中 普 大 特 二	種 類	型 型 通 特 二 特 二 付 引 二 二 二 二 二 引 二																																	
免許の条件																																						

- 備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めたとおりとする。
 3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。

別記様式第二十三 (第三十八条の六関係)

免許証保管証 (番号)																																						
交付日時	平成 年 月 日 午 前 時 分 後																																					
交付者の所属、階級及び氏名	(印)																																					
氏名	生年月日	年 月 日生 (歳)	職業	出 頭																																		
	本 籍				日時	場 所																																
	住 所																																					
	免許証	第 号																																				
	平成 年 月 日 公安委員会交付																																					
<table border="1"> <tr> <td>有効期限</td> <td colspan="6">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">免許の種類</td> <td>第一種免許</td> <td>二・小原</td> <td>昭和・平成</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="2" rowspan="2">備考 1 この保管証は、有効期間中は運転免許とみなされるものですが、運転するときは必ず携帯していなければならないとされています。 2 運転免許証は、あなたが指定された日時及び場所に出頭したときに、この保管証と引換えに返還します。</td> </tr> <tr> <td>第二種免許</td> <td>その他</td> <td>昭和・平成</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>免許の種類</td> <td>有無</td> <td>種 類</td> <td>大 中 管 大 自 小 原 け 大 中 普 大 特 二</td> <td>種 類</td> <td>型 型 通 特 二 特 二 付 引 二 二 二 二 二 引 二</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免許の条件</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table>							有効期限	平成 年 月 日						免許の種類	第一種免許	二・小原	昭和・平成	年 月 日	備考 1 この保管証は、有効期間中は運転免許とみなされるものですが、運転するときは必ず携帯していなければならないとされています。 2 運転免許証は、あなたが指定された日時及び場所に出頭したときに、この保管証と引換えに返還します。		第二種免許	その他	昭和・平成	年 月 日	免許の種類	有無	種 類	大 中 管 大 自 小 原 け 大 中 普 大 特 二	種 類	型 型 通 特 二 特 二 付 引 二 二 二 二 二 引 二		免許の条件						
有効期限	平成 年 月 日																																					
免許の種類	第一種免許	二・小原	昭和・平成	年 月 日	備考 1 この保管証は、有効期間中は運転免許とみなされるものですが、運転するときは必ず携帯していなければならないとされています。 2 運転免許証は、あなたが指定された日時及び場所に出頭したときに、この保管証と引換えに返還します。																																	
	第二種免許	その他	昭和・平成	年 月 日																																		
免許の種類	有無	種 類	大 中 管 大 自 小 原 け 大 中 普 大 特 二	種 類	型 型 通 特 二 特 二 付 引 二 二 二 二 二 引 二																																	
免許の条件																																						

- 備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めたとおりとする。
 3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。

別表第二（第十九条関係）

略語	意味
〔略〕	
中型	中型自動車免許
準中型	準中型自動車免許
〔略〕	
〔項を削る。〕	
〔略〕	
大特二	大型特殊自動車第二種免許
けん引	けん引免許
けん引二	けん引第二種免許
けん引二	けん引免許及びけん引第二種免許
〔略〕	
中型車（8 t）	中型自動車（車両総重量八、〇〇〇キログラム未満、最大積載量五、〇〇〇キログラム未満及び乗車定員一〇人以下のものに限る。）
準中型車	準中型自動車
準中型車（5 t）	準中型自動車（車両総重量五、〇〇〇キログラム未満及び最大積載量三、〇〇〇キログラム未満のものに限る。）
〔略〕	
A T車	A T機構がとられており、クラッチの操作装置を有しない自動車等

別表第二（第十九条関係）

略語	意味
〔同上〕	
中型	中型自動車免許
〔項を加える。〕	
〔同上〕	
けん引	けん引免許
〔同上〕	
大特二	大型特殊自動車第二種免許
〔項を加える。〕	
けん引二	けん引第二種免許
〔項を加える。〕	
〔同上〕	
中型車（8 t）	中型自動車（車両総重量八、〇〇〇キログラム未満、最大積載量五、〇〇〇キログラム未満及び乗車定員一〇人以下のものに限る。）
〔項を加える。〕	
〔項を加える。〕	
〔同上〕	
A T車	オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられており、ク

〔略〕	
補聴器	大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車を運転中は、聴力を第二十三条第一項の表の聴力の項第一号に定める基準以上に補う補聴器を使用すること。
特定後写鏡等	準中型自動車又は普通自動車を運転中は、特定後写鏡等を使用すること。
〔略〕	

別表第二の二(第三十条の十一関係)

略語	意味
〔略〕	
中型	中型自動車免許
準中型	準中型自動車免許
〔略〕	
〔項を削る。〕	
〔略〕	
大特二	大型特殊自動車第二種免許
け引	牽引免許
け引二	牽引第二種免許
引・引二	牽引免許及び牽引第二種免許
〔略〕	

〔同上〕	ラッチの操作装置を有しない自動車等
補聴器	大型自動車、中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車を運転中は、聴力を第二十三条第一項の表の聴力の項第一号に定める基準以上に補う補聴器を使用すること。
特定後写鏡	普通自動車を運転中は、特定後写鏡を使用すること。
〔同上〕	

別表第二の二(第三十条の十一関係)

略語	意味
〔同上〕	
中型	中型自動車免許
〔項を加える。〕	
〔同上〕	
け引	牽引免許
〔同上〕	
大特二	大型特殊自動車第二種免許
〔項を加える。〕	
け引二	牽引第二種免許
〔項を加える。〕	
〔同上〕	

別表第三（第三十二条関係）

一 コースの種類に関する基準

教育に係る免許の種類	基準
------------	----

〔略〕

中型免許 大型免許の項に規定するコースを有すること。

準中型免許 大型免許の項に規定するコースを有すること。

〔略〕

備考 〔略〕

二 コースの形状及び構造に関する基準

コースの種類	基準
--------	----

〔略〕

屈折コース 一 教育に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。

教育に係る免許の種類		大型免許		中型免許		準中型免許		大型二輪免許及び普通二輪免許	
幅	曲角部の内側を円形に切った場合のその円の半径をいふ。	幅	曲角部の内側を円形に切った場合のその円の半径をいふ。	幅	曲角部の内側を円形に切った場合のその円の半径をいふ。	幅	曲角部の内側を円形に切った場合のその円の半径をいふ。	幅	曲角部の内側を円形に切った場合のその円の半径をいふ。
A	五メートル	四・五メートル	四・五メートル	三・五メートル	三・五メートル	二メートル	二メートル	二メートル	二メートル
B	二〇メートル	一五メートル	一五メートル	一五メートル	一五メートル	一〇メートル	一〇メートル	一〇メートル	一〇メートル
C	六メートル	六メートル	六メートル	六メートル	六メートル	三メートル	三メートル	三メートル	三メートル
D	二・五メートル	二・五メートル	二・五メートル	二・五メートル	二・五メートル	一メートル	一メートル	一メートル	一メートル

備考 一 すみ切りの半径は、曲角部の内側を円形に切った場合のその円の半径をいふ。
 二 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教育に用いるコースについては、立体障害物をコースの内側に接して二メートル間隔に二十四個設けているものがあること。
 三 立体障害物は、高さがおおむね〇・四五メートルの円錐形のものをいふ。

二 舗装されていること。

曲線コース 一 教育に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準

別表第三（第三十二条関係）

一 コースの種類に関する基準

教育に係る免許の種類	基準
------------	----

〔同上〕

中型免許 大型免許の項に規定するコースを有すること。

〔項を加える。〕

〔同上〕

備考 〔同上〕

二 コースの形状及び構造に関する基準

コースの種類	基準
--------	----

〔同上〕

屈折コース 一 教育に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。

教育に係る免許の種類		大型免許		中型免許		準中型免許		大型二輪免許及び普通二輪免許	
幅	曲角部の内側を円形に切った場合のその円の半径をいふ。	幅	曲角部の内側を円形に切った場合のその円の半径をいふ。	幅	曲角部の内側を円形に切った場合のその円の半径をいふ。	幅	曲角部の内側を円形に切った場合のその円の半径をいふ。	幅	曲角部の内側を円形に切った場合のその円の半径をいふ。
A	五メートル	四・五メートル	四・五メートル	三・五メートル	三・五メートル	二メートル	二メートル	二メートル	二メートル
B	二〇メートル	一五メートル	一五メートル	一五メートル	一五メートル	一〇メートル	一〇メートル	一〇メートル	一〇メートル
C	六メートル	六メートル	六メートル	六メートル	六メートル	三メートル	三メートル	三メートル	三メートル
D	二・五メートル	二・五メートル	二・五メートル	二・五メートル	二・五メートル	一メートル	一メートル	一メートル	一メートル

備考 一 すみ切りの半径は、曲角部の内側を円形に切った場合のその円の半径をいふ。
 二 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教育に用いるコースについては、立体障害物をコースの内側に接して二メートル間隔に二十四個設けているものがあること。
 三 立体障害物は、高さがおおむね〇・四五メートルの円錐形のものをいふ。

二 舗装されていること。

曲線コース 一 教育に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準

ス

準を満たしているものであること。

備考 半径は、図示のCを田周の一部とする田の半径をいい、弧の長さは、その田の田周の八分の三の長さとす。

幅	半径	弧の長さ	教習に係る免 許の種 類	大型免許及 び大型第二 種免許 種免許	中型免許及 び中型第二 種免許 種免許	普通免許 及び普通第二 種免許 種免許	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許
A	五メートル	二・二五メートル	大型免許 種免許	中型免許 種免許	普通免許 種免許	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許	
B	二・二五メートル	メートル	大型免許 種免許	中型免許 種免許	普通免許 種免許	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許	
C	の三	の三	大型免許 種免許	中型免許 種免許	普通免許 種免許	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許	

二 舗装されていること。

方向変換
コース
一 教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。

備考 一 寸法は半径とし、曲線部は田周に於いて半径の百分の八十の半径をいう。
二 図の上側及び下側の出入口部は、いずれの出入口部からも進入することができるものであること。ただし、上側の出入口部からだけ進入する場合は、その出入口部からコースと下側の出入口部からだけ進入することができるコースとを双方を併用して進行してよい。
三 大型免許に係る教習用として用いられるコースについては、図示の寸法を五メートルとするのが好ましい。この場合において、図示の寸法は、四・〇メートルとする。

幅	進行	出入口部の長さ	寸法切り	教習に係る免 許の種 類	大型免許 種免許	大型第二種 免許 種免許	中型免許 種免許	普通免許 種免許	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許
A	六メートル	五メートル	五メートル	大型免許 種免許 <td>大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td></td>	大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td>	中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td>	普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td>	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許	
B	五メートル	五メートル	五メートル	大型免許 種免許 <td>大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td></td>	大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td>	中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td>	普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td>	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許	
C	一・〇メートル	一・〇メートル	一・〇メートル	大型免許 種免許 <td>大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td></td>	大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td>	中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td>	普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td>	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許	
D	一・〇メートル	一・〇メートル	八メートル	大型免許 種免許 <td>大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td></td>	大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td>	中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td>	普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td>	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許	
E	一・五メートル	二・五メートル	五メートル	大型免許 種免許 <td>大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td></td>	大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td>	中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td>	普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td>	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許	

二 舗装されていること。

「略」

備考 「略」

ス

準を満たしているものであること。

備考 半径は、図示のCを田周の一部とする田の半径をいい、弧の長さは、その田の田周の八分の三の長さとす。

幅	半径	弧の長さ	教習に係る免 許の種 類	大型免許及 び大型第二 種免許 種免許	中型免許及 び中型第二 種免許 種免許	普通免許 及び普通第二 種免許 種免許	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許
A	五メートル	二・二五メートル	大型免許 種免許	中型免許 種免許	普通免許 種免許	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許	
B	二・二五メートル	メートル	大型免許 種免許	中型免許 種免許	普通免許 種免許	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許	
C	の三	の三	大型免許 種免許	中型免許 種免許	普通免許 種免許	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許	

二 舗装されていること。

方向変換
コース
一 教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。

備考 一 寸法は半径とし、曲線部は田周に於いて半径の百分の八十の半径をいう。
二 図の上側及び下側の出入口部は、いずれの出入口部からも進入することができるものであること。ただし、上側の出入口部からだけ進入する場合は、その出入口部からコースと下側の出入口部からだけ進入することができるコースとを双方を併用して進行してよい。
三 大型免許に係る教習用として用いられるコースについては、図示の寸法を五メートルとするのが好ましい。この場合において、図示の寸法は、四・〇メートルとする。

幅	進行	出入口部の長さ	寸法切り	教習に係る免 許の種 類	大型免許 種免許	大型第二種 免許 種免許	中型免許 種免許	普通免許 種免許	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許
A	六メートル	五メートル	五メートル	大型免許 種免許 <td>大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td></td>	大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td>	中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td>	普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td>	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許	
B	五メートル	五メートル	五メートル	大型免許 種免許 <td>大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td></td>	大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td>	中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td>	普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td>	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許	
C	一・〇メートル	一・〇メートル	一・〇メートル	大型免許 種免許 <td>大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td></td>	大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td>	中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td>	普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td>	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許	
D	一・〇メートル	一・〇メートル	八メートル	大型免許 種免許 <td>大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td></td>	大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td>	中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td>	普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td>	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許	
E	一・五メートル	二・五メートル	五メートル	大型免許 種免許 <td>大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td></td>	大型第二種 免許 種免許 <td>中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td></td>	中型免許 種免許 <td>普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td></td>	普通免許 種免許 <td>大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許 </td>	大型二輪免 許及び普通 二輪免許 種免許	

二 舗装されていること。

「同上」

備考 「同上」

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）			
		基本操作及び基本走行	応用走行	計	
大型免許	なし	26	27	53	
	中型免許	なし	5	9	14
		中型車（8 t）限定中型免許	8	12	20
		A T 中型車（8 t）限定中型免許	12	12	24
	準中型免許	なし	10	13	23
		準中型車（5 t）限定準中型免許	11	15	26
		A T 準中型車（5 t）限定準中型免許	15	15	30
	普通免許	なし	12	18	30
		A T 限定普通免許	16	18	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	なし	18	27	45
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	26	27	53
	大型二輪免許又は普通二輪免許	なし	24	27	51
	中型第二種免許	なし	5	9	14
		中型車（8 t）限定中型第二種免許	8	12	20
		A T 中型車（8 t）限定中型第二種免許	12	12	24
		準中型車（5 t）限定中型第二種免許	12	14	26
		A T 準中型車（5 t）限定中型第二種免許	16	14	30
普通第二種免許		12	14	26	
中型免許	なし	21	18	39	
	準中型免許	なし	5	4	9
準中型車（5 t）限定準中型免許		5	6	11	
A T 準中型車（5 t）限定準中型免許		9	6	15	

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）			
		基本操作及び基本走行	応用走行	計	
大型免許	なし	26	27	53	
	中型免許	なし	5	9	14
		中型車（8 t）限定中型免許	8	12	20
		A T 中型車（8 t）限定中型免許	12	12	24
	普通免許	なし	12	18	30
		A T 限定普通免許	16	18	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	なし	18	27	45
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	26	27	53
	大型二輪免許	なし	24	27	51
	普通二輪免許	なし	24	27	51
	中型第二種免許	なし	5	9	14
		中型車（8 t）限定中型第二種免許	8	12	20
		A T 中型車（8 t）限定中型第二種免許	12	12	24
		普通第二種免許	12	14	26
		A T 限定普通第二種免許	16	14	30
		なし	12	14	26
	中型免許	なし	21	18	39
普通免許		なし	7	8	15
		A T 限定普通免許	11	8	19
大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		なし	13	18	31
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	18	39
大型二輪免許		なし	19	18	37
普通二輪免許		なし	19	18	37
普通第二種免許		なし	7	4	11
	A T 限定普通第二種免許	11	4	15	
普通免許（A T 限定普通免	なし	15	19	34	
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	11	15	26	

	普通免許	7	8	15
	AT限定普通免許	11	8	19
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	13	18	31
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	21	18	39
	大型二輪免許又は普通二輪免許	19	18	37
	普通第二種免許	7	4	11
	AT限定普通第二種免許	11	4	15
準中型免許	なし	18	23	41
	普通免許	4	9	13
	AT限定普通免許	8	9	17
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	13	18	31
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	18	23	41
	大型二輪免許又は普通二輪免許	16	23	39
	普通第二種免許	4	5	9
	AT限定普通第二種免許	8	5	13
普通免許（AT限定普通免許を除く。）	なし	15	19	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	11	15	26
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	15	19	34
	大型二輪免許又は普通二輪免許	13	19	32
AT限定普通免許	なし	12	19	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	8	15	23
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	12	19	31
	大型二輪免許又は普通二輪免許	10	19	29
大型特殊免許（カタビラ限定大型特殊免許を除く。）	なし	6	6	12
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	3	3	6
	大型二輪免許又は普通二輪免許	5	5	10
カタビラ限定大型特殊免許	なし	10		10
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第一種免許、中型第一種免許又は普通第一種免許	5		5

許を除く。）	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	15	19	34
	大型二輪免許	13	19	32
	普通二輪免許	13	19	32
AT限定普通免許	なし	12	19	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	8	15	23
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	12	19	31
	大型二輪免許	10	19	29
	普通二輪免許	10	19	29
大型特殊免許（カタビラ限定大型特殊免許を除く。）	なし	6	6	12
	大型免許	3	3	6
	中型免許	3	3	6
	普通免許	3	3	6
	大型二輪免許	5	5	10
	普通二輪免許	5	5	10
	大型第二種免許	3	3	6
	中型第二種免許	3	3	6
	普通第二種免許	3	3	6
カタビラ限定大型特殊免許	なし	10		10
	大型免許	5		5
	中型免許	5		5
	普通免許	5		5
	大型二輪免許	8		8
	普通二輪免許	8		8
	大型第二種免許	5		5
	中型第二種免許	5		5
	普通第二種免許	5		5
大型二輪免許（AT限定大型二輪免許を除く。）	なし	16	20	36
	大型免許	14	17	31
	中型免許	14	17	31
	普通免許	14	17	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	14	17	31
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	16	20	36

	許			
	大型二輪免許又は普通二輪免許	8		8
大型二輪免許 (AT限定大 型二輪免許を 除く。)	なし	16	20	36
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大 型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免 許	14	17	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	14	17	31
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタ ビラ限定大型特殊第二種免許	16	20	36
	普通二輪免許	5	7	12
	AT限定普通二輪免許(AT小型限 定普通二輪免許を除く。以下この表 において同じ。)	9	7	16
	小型限定普通二輪免許(AT小型限 定普通二輪免許を除く。以下この表 において同じ。)	9	11	20
	AT小型限定普通二輪免許	13	11	24
AT限定大型 二輪免許	なし	9	20	29
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大 型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免 許	7	17	24
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	7	17	24
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタ ビラ限定大型特殊第二種免許	9	20	29
	普通二輪免許	3	6	9
	AT限定普通二輪免許	4	8	10
	小型限定普通二輪免許	6	11	17
	AT小型限定普通二輪免許	7	11	18
普通二輪免許 (AT限定普 通二輪免許、 小型限定普通 二輪免許及び AT小型限定 普通二輪免許	なし	9	10	19
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大 型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免 許	9	8	17
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	9	8	17
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタ ビラ限定大型特殊第二種免許	9	10	19

	普通二輪免許	5	7	12
	AT限定普通二輪免許(AT小型限 定普通二輪免許を除く。以下この表 において同じ。)	9	7	16
	小型限定普通二輪免許(AT小型限 定普通二輪免許を除く。以下この表 において同じ。)	9	11	20
	AT小型限定普通二輪免許	13	11	24
	大型第二種免許	14	17	31
	中型第二種免許	14	17	31
	普通第二種免許	14	17	31
AT限定大型 二輪免許	なし	9	20	29
	大型免許	7	17	24
	中型免許	7	17	24
	普通免許	7	17	24
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	7	17	24
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタ ビラ限定大型特殊第二種免許	9	20	29
	普通二輪免許	3	6	9
	AT限定普通二輪免許	4	8	10
	小型限定普通二輪免許	6	11	17
	AT小型限定普通二輪免許	7	11	18
	大型第二種免許	7	17	24
	中型第二種免許	7	17	24
	普通第二種免許	7	17	24
普通二輪免許 (AT限定普 通二輪免許、 小型限定普通 二輪免許及び AT小型限定 普通二輪免許 を除く。)	なし	9	10	19
	大型免許	9	8	17
	中型免許	9	8	17
	普通免許	9	8	17
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	9	8	17
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタ ビラ限定大型特殊第二種免許	9	10	19
	大型第二種免許	9	8	17
	中型第二種免許	9	8	17
	普通第二種免許	9	8	17

を除く。)					
A T限定普通 二輪免許	なし		5	10	15
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大 型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免 許		5	8	13
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		5	8	13
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタ ピラ限定大型特殊第二種免許		5	10	15
小型限定普通 二輪免許	なし		6	6	12
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大 型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免 許		5	5	10
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		5	5	10
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタ ピラ限定大型特殊第二種免許		6	6	12
A T小型限定 普通二輪免許	なし		3	6	9
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大 型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免 許		3	5	8
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		3	5	8
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタ ピラ限定大型特殊第二種免許		3	6	9
牽引免許	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大 型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、 普通第二種免許又は大型特殊第二種免許		5	7	12
大型第二種免 許	大型免許		8	10	18
	マイクロバス限定大型免許		10	14	24
	中型免許		10	14	24
	中型車（8 t）限定中型免許		12	17	29
	A T中型車（8 t）限定中型免許		16	17	33
	準中型免許		13	17	30
	準中型車（5 t）限定準中型免許		15	19	34
	A T準中型車（5 t）限定準中型免 許		19	19	38
	普通免許		15	19	34

A T限定普通 二輪免許	なし		5	10	15
	大型免許		5	8	13
	中型免許		5	8	13
	普通免許		5	8	13
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		5	8	13
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタ ピラ限定大型特殊第二種免許		5	10	15
	大型第二種免許		5	8	13
	中型第二種免許		5	8	13
	普通第二種免許		5	8	13
	小型限定普通 二輪免許	なし		6	6
大型免許			5	5	10
中型免許			5	5	10
普通免許			5	5	10
大型特殊免許又は大型特殊第二種免許			5	5	10
カタピラ限定大型特殊免許又はカタ ピラ限定大型特殊第二種免許			6	6	12
大型第二種免許			5	5	10
中型第二種免許			5	5	10
普通第二種免許			5	5	10
A T小型限定 普通二輪免許		なし		3	6
	大型免許		3	5	8
	中型免許		3	5	8
	普通免許		3	5	8
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		3	5	8
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタ ピラ限定大型特殊第二種免許		3	6	9
	大型第二種免許		3	5	8
	中型第二種免許		3	5	8
	普通第二種免許		3	5	8
	牽引免許	大型免許		5	7
中型免許			5	7	12
普通免許			5	7	12
大型特殊免許又は大型特殊第二種免許			5	7	12
大型第二種免許			5	7	12

	A T限定普通免許	19	19	38
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	23	29	52
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	31	29	60
	中型第二種免許	5	9	14
	中型車（8 t）限定中型第二種免許	8	12	20
	A T中型車（8 t）限定中型第二種免許	12	12	24
	準中型車（5 t）限定中型第二種免許	12	14	26
	A T準中型車（5 t）限定中型第二種免許	16	14	30
	普通第二種免許	15	14	29
	A T限定普通第二種免許	19	14	33
中型第二種免許	大型免許	8	10	18
	中型免許	8	10	18
	中型車（8 t）限定中型免許	10	13	23
	A T中型車（8 t）限定中型免許	14	13	27
	準中型免許	11	13	24
	準中型車（5 t）限定準中型免許	12	16	28
	A T準中型車（5 t）限定準中型免許	16	16	32
	普通免許	12	16	28
	A T限定普通免許	16	16	32
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	22	26	48
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	30	26	56
	普通第二種免許	7	4	11
	A T限定普通第二種免許	11	4	15
普通第二種免許（A T限定普通第一種免許を除く。）	大型免許	8	10	18
	中型免許	8	10	18
	中型車（8 t）限定中型免許	8	10	18
	A T中型車（8 t）限定中型免許	12	10	22
	準中型免許	8	10	18
	準中型車（5 t）限定準中型免許	8	10	18

	中型第二種免許	5	7	12	
	普通第二種免許	5	7	12	
大型第二種免許	大型免許	8	10	18	
	マイクロバス限定大型免許	10	14	24	
	中型免許	10	14	24	
	中型車（8 t）限定中型免許	12	17	29	
	A T中型車（8 t）限定中型免許	16	17	33	
	普通免許	15	19	34	
	A T限定普通免許	19	19	38	
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	23	29	52	
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	31	29	60	
	中型第二種免許	5	9	14	
	中型車（8 t）限定中型第二種免許	8	12	20	
	A T中型車（8 t）限定中型第二種免許	12	12	24	
	普通第二種免許	15	14	29	
A T限定普通第二種免許	19	14	33		
中型第二種免許	大型免許	8	10	18	
	中型免許	8	10	18	
	中型車（8 t）限定中型免許	10	13	23	
	A T中型車（8 t）限定中型免許	14	13	27	
	普通免許	12	16	28	
	A T限定普通免許	16	16	32	
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	22	26	48	
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	30	26	56	
	普通第二種免許	7	4	11	
	A T限定普通第二種免許	11	4	15	
	普通第二種免許（A T限定普通第二種免許を除く。）	大型免許	8	10	18
		中型免許	8	10	18
		中型車（8 t）限定中型免許	8	10	18
A T中型車（8 t）限定中型免許		12	10	22	
普通免許		8	13	21	
	A T限定普通免許	12	13	25	

	A T 準中型車（5 t）限定準中型免許	12	10	22	
普通免許		8	13	21	
	A T 限定普通免許	12	13	25	
大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		20	26	46	
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	24	30	54	
A T 限定普通第二種免許	大型免許	8	10	18	
	中型免許		8	10	18
		中型車（8 t）限定中型免許又はA T 中型車（8 t）限定中型免許	8	10	18
	準中型免許		8	10	18
		準中型車（5 t）限定準中型免許	8	10	18
		A T 準中型車（5 t）限定準中型免許	8	10	18
	普通免許		8	13	21
		A T 限定普通免許	8	13	21
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		17	26	43
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	30	51

備考 1 この表において、教習時間は、1 教習時間につき50分とする。

2 この表に定める教習時間の時限数は、教習を受ける者の技能の修得状況に応じ延長するものとする。

3 この表において、なしとは、教習に係る免許の種類に応じ現に受けている免許の有無及び種類の項に掲げる免許のいずれをも現に受けていないことをいう。

4 この表において、中型車（8 t）限定中型免許又は中型車（8 t）限定中型第二種免許とは、それぞれ運転することができる中型自動車を車両総重量3,000キログラム未満、最大積載量5,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の中型自動車に限る中型免許又は中型第二種免許をいう。

5 この表において、A T 中型車（8 t）限定中型免許又はA T 中型車（8 t）限定中型第二種免許とは、それぞれ運転することができる中型自動車並びに準中型自動車及び普通自動車を、A T 機構かとられておりクラッチの操作装置を有しない車両総重量3,000キログラム未満、最大積載量5,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の中型自動車並びにA T 機構かとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び普通自動車に限る中型免許又は中型第二種免許をいう。

	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	20	26	46	
カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許		24	30	54	
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	24	30	54	
A T 限定普通第二種免許	大型免許	8	10	18	
	中型免許		8	10	18
		中型車（8 t）限定中型免許	8	10	18
	A T 中型車（8 t）限定中型免許		8	10	18
		A T 中型車（8 t）限定中型免許	8	10	18
	普通免許		8	13	21
		A T 限定普通免許	8	13	21
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		17	26	43
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	30	51

備考 1 この表において、教習時間は、1 教習時間につき50分とする。

2 この表に定める教習時間の時限数は、教習を受ける者の技能の修得状況に応じ延長するものとする。

3 この表において、なしとは、教習に係る免許の種類に応じ現に受けている免許の有無及び種類の項に掲げる免許のいずれをも現に受けていないことをいう。

4 この表において、中型車（8 t）限定中型免許又は中型車（8 t）限定中型第二種免許とは、それぞれ運転することができる中型自動車を車両総重量3,000キログラム未満、最大積載量5,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の中型自動車に限る中型免許又は中型第二種免許をいう。

5 この表において、A T 中型車（8 t）限定中型免許又はA T 中型車（8 t）限定中型第二種免許とは、それぞれ運転することができる中型自動車及び普通自動車を、オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない車両総重量3,000キログラム未満、最大積載量5,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の中型自動車並びにオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る中型免許又は中型第二種免許をいう。

6 この表において、A T 限定普通免許又はA T 限定普通第二種免許とは、それぞれ運転することができる普通自動車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許又は普通第二種免許をいう。

7 この表において、カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許とは、それぞれ運転することができる大型特殊自動車をカタピラを有する大型特殊自動車に限る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許をいう。

- 6 この表において、準中型車（5 t）限定準中型免許とは、運転することができる準中型自動車を車両総重量5,000キログラム未満及び最大積載量3,000キログラム未満の準中型自動車に限る準中型免許をいう。
- 7 この表において、A T準中型車（5 t）限定準中型免許とは、運転することができる準中型自動車及び普通自動車を、A T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない車両総重量5,000キログラム未満及び最大積載量3,000キログラム未満の準中型自動車並びにA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る準中型免許をいう。
- 8 この表において、準中型車（5 t）限定中型第二種免許とは、運転することができる中型自動車がなく、かつ、運転することができる準中型自動車を車両総重量5,000キログラム未満及び最大積載量3,000キログラム未満の準中型自動車に限る中型第二種免許をいう。
- 9 この表において、A T準中型車（5 t）限定中型第二種免許とは、運転することができる中型自動車がなく、かつ、運転することができる準中型自動車及び普通自動車を、A T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない車両総重量5,000キログラム未満及び最大積載量3,000キログラム未満の準中型自動車並びにA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る中型第一種免許をいう。
- 10 この表において、A T限定普通免許又はA T限定普通第二種免許とは、それぞれ運転することができる普通自動車をA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許又は普通第二種免許をいう。
- 11 この表において、カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許とは、それぞれ運転することができる大型特殊自動車をカタピラを有する大型特殊自動車に限る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許をいう。
- 12 この表において、A T限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。
- 13 この表において、A T小型限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない小型二輪車に限る普通二輪免許をいう。
- 14 この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上28人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。
- 15 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許

- 8 この表において、A T限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。
- 9 この表において、A T小型限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない小型二輪車に限る普通二輪免許をいう。
- 10 この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上28人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。
- 11 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許又は中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許又は中型免許を受け、かつ、中型第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許又は中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時限を減じた時限数とする。

二. 学科教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
		学科（一）	学科（二）	計
大型免許	なし	10	16	26
	中型免許	0	0	0
	普通免許	0	1	1
	大型特殊免許	0	4	4
	大型二輪免許	0	1	1
	普通二輪免許	0	1	1
	中型第二種免許	0	0	0
	普通第二種免許	0	0	0
	大型特殊第二種免許	0	4	4
	牽引第二種免許	0	4	4
中型免許	なし	10	16	26
	普通免許	0	1	1
	大型特殊免許	0	4	4

許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（5t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、AT中型車（8t）限定中型免許又は準中型車（5t）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（5t）限定中型第二種免許（AT準中型車（5t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びAT準中型車（5t）限定準中型免許を受け、かつ、AT準中型車（5t）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（AT限定普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時限を減じた時限数とする。

二 学科教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
		学科（一）	学科（二）	計
大型免許	なし	10	16	26
	中型免許、準中型免許（準中型車（5t）限定準中型免許及びAT準中型車（5t）限定準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許	0		0
	準中型車（5t）限定準中型免許、AT準中型車（5t）限定準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許	0	1	1
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	0	4	4
中型免許	なし	10	16	26
	準中型免許（準中型車（5t）限定準中型免許及びAT準中型車（5t）限定準中型免許を除く。）又は普通第二種免許	0		0
	準中型車（5t）限定準中型免許、AT準中型車（5t）限定準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許	0	1	1
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	0	4	4
準中型免許	なし	10	17	27
	普通免許	0	1	1
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	0	5	5

普通免許	大型二輪免許	0	1	1
	普通二輪免許	0	1	1
	普通第二種免許	0		0
	大型特殊第二種免許	0	4	4
	牽引第二種免許	0	4	4
普通免許	なし	10	16	26
	大型特殊免許	0	5	5
	大型二輪免許	0	2	2
	普通二輪免許	0	2	2
	大型特殊第二種免許	0	5	5
	牽引第二種免許	0	5	5
	なし	10	12	22
大型特殊免許	カタピラ限定大型特殊免許に係る教習の場合	22		22
	大型免許	0	0	0
	中型免許	0	0	0
	普通免許	0	0	0
	大型二輪免許	0	0	0
	普通二輪免許	0	0	0
	大型第二種免許	0	0	0
	中型第二種免許	0	0	0
	普通第二種免許	0	0	0
	牽引第二種免許	0	0	0
	なし	10	16	26
大型二輪免許	大型免許	0	1	1
	中型免許	0	1	1
	普通免許	0	1	1
	大型特殊免許	0	4	4
	普通二輪免許	0		0
	大型第二種免許	0	1	1
	中型第二種免許	0	1	1
	普通第二種免許	0	1	1
	大型特殊第二種免許	0	4	4
	牽引第二種免許	0	4	4
	なし	10	16	26
普通二輪免許	なし	10	16	26

	種免許			
	大型二輪免許又は普通二輪免許	0	3	3
	普通第二種免許	0		0
普通免許	なし	10	16	26
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	0	5	5
	大型二輪免許又は普通二輪免許	0	2	2
大型特殊免許	なし	10	12	22
	カタピラ限定大型特殊免許に係る教習の場合		22	22
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は牽引第二種免許	0		0
大型二輪免許	なし	10	16	26
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	0	1	1
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	0	4	4
	普通二輪免許	0		0
普通二輪免許	なし	10	16	26
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	0	1	1
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	0	4	4
牽引免許	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許	0		0
大型第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	12	19
	大型特殊免許	7	13	20
	中型第二種免許又は普通第二種免許	0		0
	大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	1	8	9
中型第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	12	19

	大型免許	0	1	1
	中型免許	0	1	1
	普通免許	0	1	1
	大型特殊免許	0	4	4
	大型第二種免許	0	1	1
	中型第二種免許	0	1	1
	普通第二種免許	0	1	1
	大型特殊第二種免許	0	4	4
	牽引第二種免許	0	4	4
牽引免許	大型免許	0		0
	中型免許	0		0
	普通免許	0		0
	大型特殊免許	0		0
	大型第二種免許	0		0
	中型第二種免許	0		0
	普通第二種免許	0		0
	大型特殊第二種免許	0		0
大型第二種免許	大型免許	7	12	19
	中型免許	7	12	19
	普通免許	7	12	19
	大型特殊免許	7	13	20
	中型第二種免許	0		0
	普通第二種免許	0		0
	大型特殊第二種免許	1	8	9
	牽引第二種免許	1	8	9
中型第二種免許	大型免許	7	12	19
	中型免許	7	12	19
	普通免許	7	12	19
	大型特殊免許	7	13	20
	普通第二種免許	0		0
	大型特殊第二種免許	1	8	9
	牽引第二種免許	1	8	9
普通第二種免許	大型免許	7	12	19
	中型免許	7	12	19
	普通免許	7	12	19

備考 表中「」の記載は注記である。

許	大型特殊免許	7	13	20
	普通第二種免許	0	0	0
	大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	1	8	9
普通第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	12	19
	大型特殊免許	7	13	20
	大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	1	8	9

備考 1 この表において、教習時間は、1教習時限につき50分とする。

2 この表において、なしとは、教習に係る免許の種類に応じ現に受けている免許の有無及び種類の項に掲げる免許のいずれをも現に受けていないことをいう。

3 学科（一）は、応用走行を行うために必要な知識の教習とし、学科（二）は、自動車の運転に必要な知識の教習のうち学科（一）の内容を除いたものについての教習とする。

4 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許のいずれかを受けている者に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習の教習時間については、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許の別に応じ、現に当該免許を受けている者について規定する学科（二）の時限数からそれぞれ1時限を減じた時限数とする。

5 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科（二）（現に普通自動車又は普通自動二輪車を運転することができる免許を受けている場合を除く。）又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科（二）（大型第二種免許又は中型第二種免許に係る教習にあつては、それぞれ現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許を受けている場合を除く。）においては、応急救護処置教習をそれぞれ3時限又は6時限行うものとする。

6 5の規定にかかわらず、令第三十三条の六第一項第二号ニ又はホに該当する者に対しては、応急救護処置教習を行わないものとする。この場合において、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科（二）の教習時間又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科（二）の教習時間は、この表に規定する時限数からそれぞれ3時限又は6時限を減じた時限数とする。

許	大型特殊免許	7	13	20
	大型特殊第二種免許	1	8	9
	牽引第二種免許	1	8	9

備考 1 この表において、教習時間は、1教習時限につき50分とする。

2 この表において、なしとは、教習に係る免許の種類に応じ現に受けている免許の有無及び種類の項に掲げる免許のいずれをも現に受けていないことをいう。

3 学科（一）は、応用走行を行うために必要な知識の教習とし、学科（二）は、自動車の運転に必要な知識の教習のうち学科（一）の内容を除いたものについての教習とする。

4 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許のいずれかを受けている者に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習の教習時間については、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許の別に応じ、現に当該免許を受けている者について規定する学科（二）の時限数からそれぞれ1時限を減じた時限数とする。

5 大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科（二）（現に普通自動車又は普通自動二輪車を運転することができる免許を受けている場合を除く。）又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科（二）（大型第二種免許又は中型第二種免許に係る教習にあつては、それぞれ現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許を受けている場合を除く。）においては、応急救護処置教習をそれぞれ3時限又は6時限行うものとする。

6 5の規定にかかわらず、令第三十三条の六第一項第二号ニ又はホに該当する者に対しては、応急救護処置教習を行わないものとする。この場合において、大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科（二）の教習時間又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科（二）の教習時間は、この表に規定する時限数からそれぞれ3時限又は6時限を減じた時限数とする。